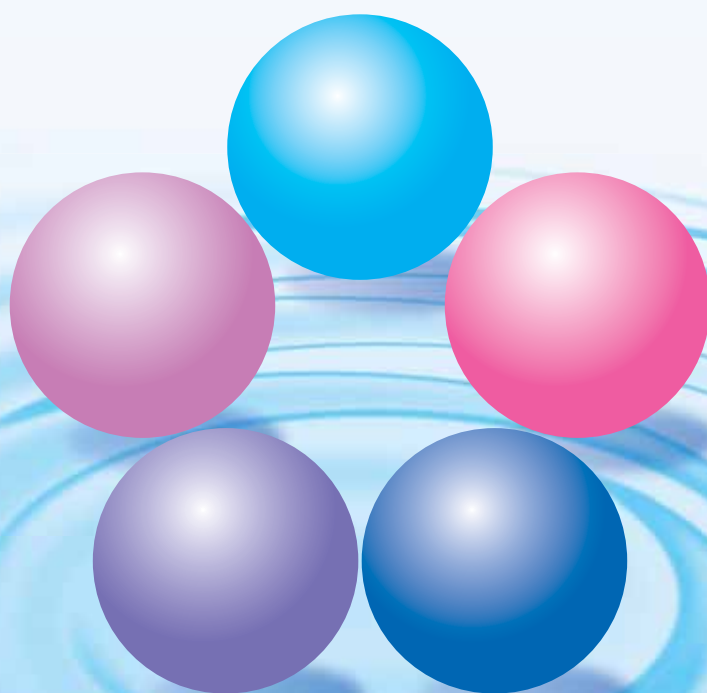


第3次つるが男女共同参画プラン



敦賀市

第3次つるが男女共同参画プラン策定にあたって

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は、本市にとって極めて重要であります。

特に、急速に進む労働力不足や、少子化などの問題を解決するためには、男女が共に働きやすい環境づくり、また子育てしやすい環境づくりが不可欠であり、職場、家庭、地域それぞれの場面において、男女共同参画の視点に立った取り組みが強く求められています。

本市では、平成12年に男女共同参画の担当部署を設置して以来、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」の策定、平成16年に「敦賀市男女共同参画推進条例」の制定、平成17年に「敦賀市男女共同参画都市」を宣言するなどの取り組みを進めてまいりました。

「つるが男女共同参画プラン」は、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画であります。

これまで、平成23年に策定した第2次プランに基づき、男女共同参画の視点から各種施策を展開してまいりましたが、計画期間の5年を終了いたしました。

この第3次プランの策定にあたり、平成26年に策定委員会を設置し、また市民及び事業所を対象にアンケート調査を実施いたしました。

そして、社会情勢の動向を踏まえながら、策定委員の皆さまの御意見やアンケート調査等を通じ、平成28年度から32年度までを計画期間とする実効性のあるプランを策定することができました。

本市では、今後この第3次プランに基づき、魅力と活力ある「市民が主役のまちづくり」の実現のため全力を尽くしてまいります。

市民の皆様には、本プランの趣旨・策定目的を御理解いただき、市民、地域、事業所、行政などあらゆる主体があらゆる場面で行動していただきますよう御協力をお願いいたします。

最後に、本プラン策定にあたり、熱心に御議論をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今後とも本市における男女共同参画のさらなる推進に御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

敦賀市長 淵 上 隆 信





『敦賀市男女共同参画都市宣言』

わたしたちは、いきいきと豊かに暮らせる社会を築くため、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

世界に心拓く ^{ひら} 港まち敦賀

古き歴史を礎に ^{いしずえ} 未来へはばたく ^{ひと} 男と女 ^{ひと}

愛と信頼育みつ ^{はぐく} 男と女が ^{ひと} 尊重し合い ^{ひと}

家庭で 地域で 職場で

一緒に築こう 男女共同参画社会

このまち敦賀が すきだから

平成17年6月28日

敦賀市

目 次

1 第3次つるが男女共同参画プラン策定の背景

1 プラン策定の背景	1
2 世界と国、県そして敦賀市の動向	2
3 本市における市民の意識(平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」結果から)	
調査概要	4
(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方	5
(2)男女の立場	7
(3)家庭生活での夫婦の分担	9
(4)出産・育児等の環境	10
(5)女性の仕事環境	11
(6)男女間の暴力的行為	18
(7)男女共同参画社会の推進	20

2 第3次つるが男女共同参画プランの概要

(1)プランの役割	23
(2)プランの期間	23
(3)プランの特徴	24
(4)プランが目指す敦賀市の姿	25
(5)プランの体系	26

3 基本目標

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	31
基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	37
基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	47
基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する	53
※ 基本目標におけるわたしたち(市民や事業所等)に求められる行動 / 取組に関する数値指針	59

資 料

平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」結果(抜粋)	61
男女共同参画社会基本法	68
敦賀市男女共同参画推進条例	73
第3次つるが男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	77
第3次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯	78

第 3 次
つるが男女共同参画プラン策定の
背 景

第3次つるが男女共同参画プラン策定の背景

1 プラン策定の背景

少子高齢化の進展や人口減少等、敦賀市を取り巻く状況は急速に変化しています。

その中で、男女が性別にかかわらず、その能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画の実現は、最も望まれる重要な課題です。

男女共同参画社会基本法が施行されたのが平成11年(1999年)6月23日、男女共同参画基本計画が策定されたのが翌平成12年で、現在まで約15年が経過しています。

これまで、男女共同参画に関する取り組みは国だけでなく県や市でも進められ、大きな成果を得てきました。

今後は男女共同参画のさらなる推進に向けて、国や県、市町村、地域、事業所、そして市民がそれぞれ、個々の置かれた環境に応じた独自の取り組みが求められています。

本市においても、平成12年に男女共同参画の担当部署を設置して以来、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」の策定、平成16年に「敦賀市男女共同参画推進条例」の制定、平成17年に「敦賀市男女共同参画都市」を宣言するなどの取り組みを進めてきました。

平成23年に策定した「第2次つるが男女共同参画プラン」では、これまで本市が抱えてきた具体的な課題を、男女共同参画の考え方を持って実践的活動として解決することとしました。すなわち「みんなで考え、行動すること」です。

今回策定した「第3次つるが男女共同参画プラン」は、このような特徴を継承しながら、さらに社会情勢の変化に対応した実効性のあるプランにしました。

また、本プランの策定にあたって、男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年9月29日～10月20日)(以下、アンケート調査という)を実施し、男女共同参画に関する市民及び市内事業所の意識やニーズの把握に努めるとともに、アンケート調査結果や敦賀市男女共同参画審議会、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、第3次つるが男女共同参画プラン策定委員会において検討作業を行いました。

2 世界と国、県そして敦賀市の動向

男女共同参画に関する国際的な情勢や国内、福井県、敦賀市の取り組みを簡単に以下の表にまとめました。

年	世 界	日 本
1975 (昭50)	国連「国際婦人年」 第1回世界女性会議開催(メキシコシティ) 「国連女性の10年」宣言(76~85年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1977 (昭52)		「国内行動計画」策定
1979 (昭54)	国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	
1981 (昭56)		
1983 (昭58)		
1985 (昭60)	第3回世界女性会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 国籍法の改正・男女雇用機会均等法制定
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
1988 (昭63)		
1989 (平元)		
1993 (平5)		
1994 (平6)		総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組 「男女共同参画審議会」設置
1995 (平7)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	
1996 (平8)		「男女共同参画2000年プラン」策定
1998 (平10)		
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」制定
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平13)		「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改組 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002 (平14)		
2003 (平15)		
2004 (平16)		「配偶者暴力防止法」一部改正
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」再確認	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006 (平18)		
2007 (平19)		
2008 (平20)		
2009 (平21)		
2010 (平22)	国連総会決議により、UN Women(ジェンダー 平等と女性のエンパワメント) 設立	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011 (平23)		
2012 (平24)		
2013 (平25)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」策定
2014 (平26)		
2015 (平27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定
2016 (平28)		

第3次つるが男女共同参画プラン策定の背景

福 井 県	敦 賀 市
女性の地位向上のための県内行動計画「福井県婦人対策の方向」策定	
企画開発部「少年課」を「青少年婦人課」に改め、課内に「婦人対策室」設置	
女性のための地位向上を推進する民間の女性団体「福井県婦人の地位向上推進連絡会」設立	
女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針「21世紀をめざすふくい女性プラン」策定	
「青少年婦人課」を「青少年女性課」に、「婦人対策室」を「女性対策室」に改称	
	女性の地位向上と組織化を推進する市民団体「敦賀女性ネットワーク」設立
「女性対策室」を「女性政策室」に改称 女性総合センターと生涯学習センターの複合施設「生活学習館」開館 財団法人「ふくい女性財団」設立	
「ふくい男女共同参画プラン」策定	
「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称	企画部企画調整課内に男女共同参画室を新設
「福井県男女共同参画計画」策定 「福井県男女共同参画推進条例」制定	「つるが男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改組し、勤労福祉センター内に設置
「男女共同参画室」を「男女参画・県民活動課」に改組	
	「敦賀市男女共同参画推進条例」制定 「敦賀市男女共同参画審議会」設置 勤労福祉センター内に男女共同参画センター新設
	男女共同参画都市を宣言し、記念式典を開催
「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	勤労福祉センターを廃止し、男女共同参画センターに機能を一元化 「敦賀女性ネットワーク」を「つるが男女共同参画ネットワーク」に改称
	「つるが男女共同参画プラン」改定 「男女共同参画課」を「市民協働課」に改称
	「市民協働課」内に「男女共同参画室」を設置
	「第2次つるが男女共同参画プラン」策定
「第2次福井県男女共同参画計画」策定	
	「第3次つるが男女共同参画プラン」策定

3 本市における市民の意識

(平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」結果から)

〈調査概要〉

(1) 調査の目的

本調査は、男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次つるが男女共同参画プラン」の策定にあたり、市民と市内事業所における男女共同参画社会や女性問題に関する意識を把握し、プラン見直しの基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象	市民調査：敦賀市に居住する満18歳以上の男女1,200名を無作為抽出 事業所調査：敦賀市内に所在する事業所100社を無作為抽出
調査方法	調査票を郵送の上、記入後に回収（郵送法）
調査期間	平成26年9月29日～10月20日

(3) 回収の結果

	市民		事業所	
	票数	回収率	票数	回収率
配布票数	1,200 件	—	100 件	—
回収票数	420 件	35.0%	58 件	58.0%

(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方

性別にとらわれず、男女がお互いの人権や意思を尊重することから男女共同参画は始まります。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、男女の役割分担という考えは徐々に薄れつつあります。

男女とも、それぞれの希望に応じて、就労し、結婚し、出産・子育てをすることができる男女共同参画社会の実現が望まれます。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合 (結果)

前回調査より減少していることから、「男は仕事、女は家庭」という既成概念の解消や意識の変化は進んでいないという見方がありますが、一方で個人の考えの多様化や社会環境、経済環境の変化を踏まえる必要があります。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
42.2%	51.0%	40.5%

※ 参考

「もっともだと思う」 前回 13.3% → 今回 8.6%

「どちらともいえない」前回 38.0% → 今回 45.0%

〈調査結果の動向〉

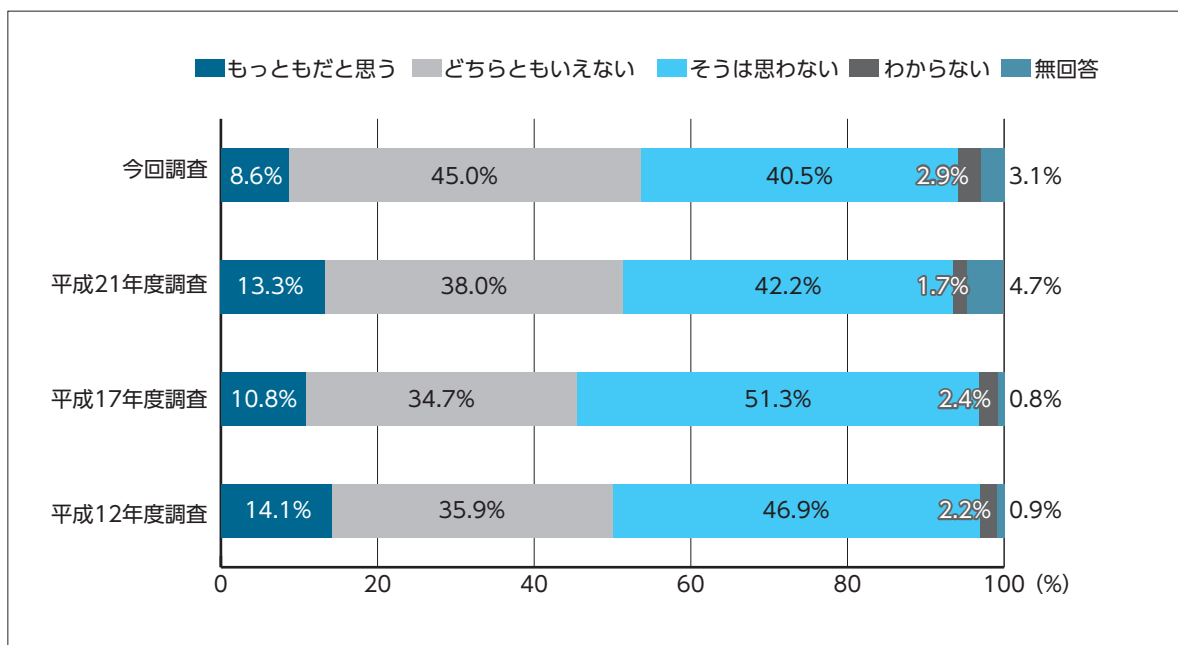
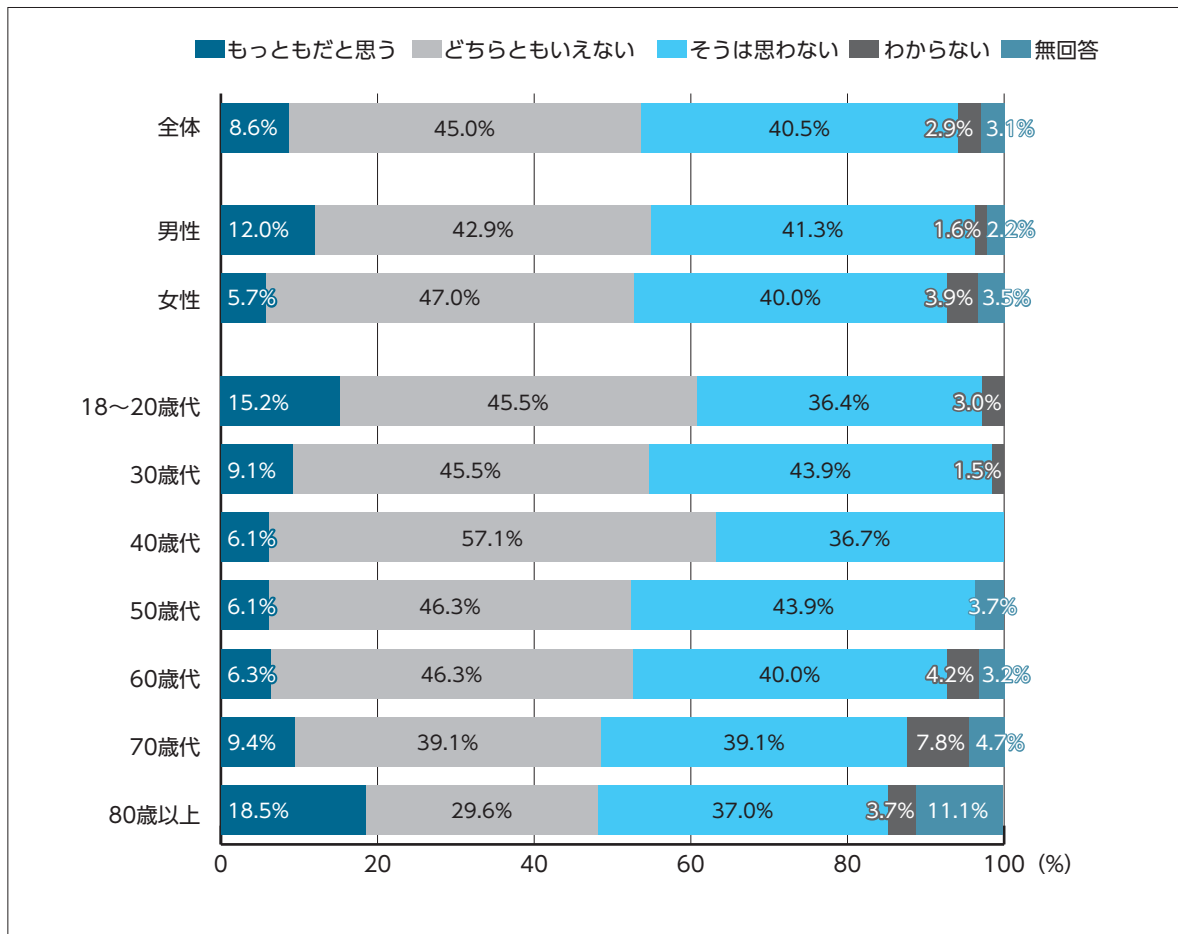
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

「そうは思わない」と思う市民の割合が前回調査より減少していますが、全体では、「どちらともいえない(45%)」が最も多く、次いで「そうは思わない(41%)」となっており、「もっともだと思う」との回答割合は9%となっています。

男女別に見ると、「もっともだと思う」「そうは思わない」の回答割合は男性の方が高く、「どちらともいえない」の回答割合は女性の方が高くなっています。

世代別では、18-20歳代と80歳以上で「もっともだと思う」の割合が高く、15%を超えています。

「そうは思わない」と思う市民の割合の動向からは、「男は仕事、女は家庭」という既成概念の解消や意識の変化は進んでいないという見方ができます。一方で、「もっともだと思う」や「どちらともいえない」と思う市民の割合の動向から、個人の考え方や意識の多様化、社会環境・経済環境等の変化といった影響を含めて捉える必要があります。



(2) 男女の立場

男女が性別にとらわれることなく、企業や地域、各種団体など、社会のあらゆる分野において共に責任を分かち合い、対等に協力し合う意識の形成が必要です。

しかし、職場をはじめ、議会や各種審議会・委員会といった意思決定の場などにおいて、男女が同じ立場で参画しているとは言い難い状況にあります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合

(結果)

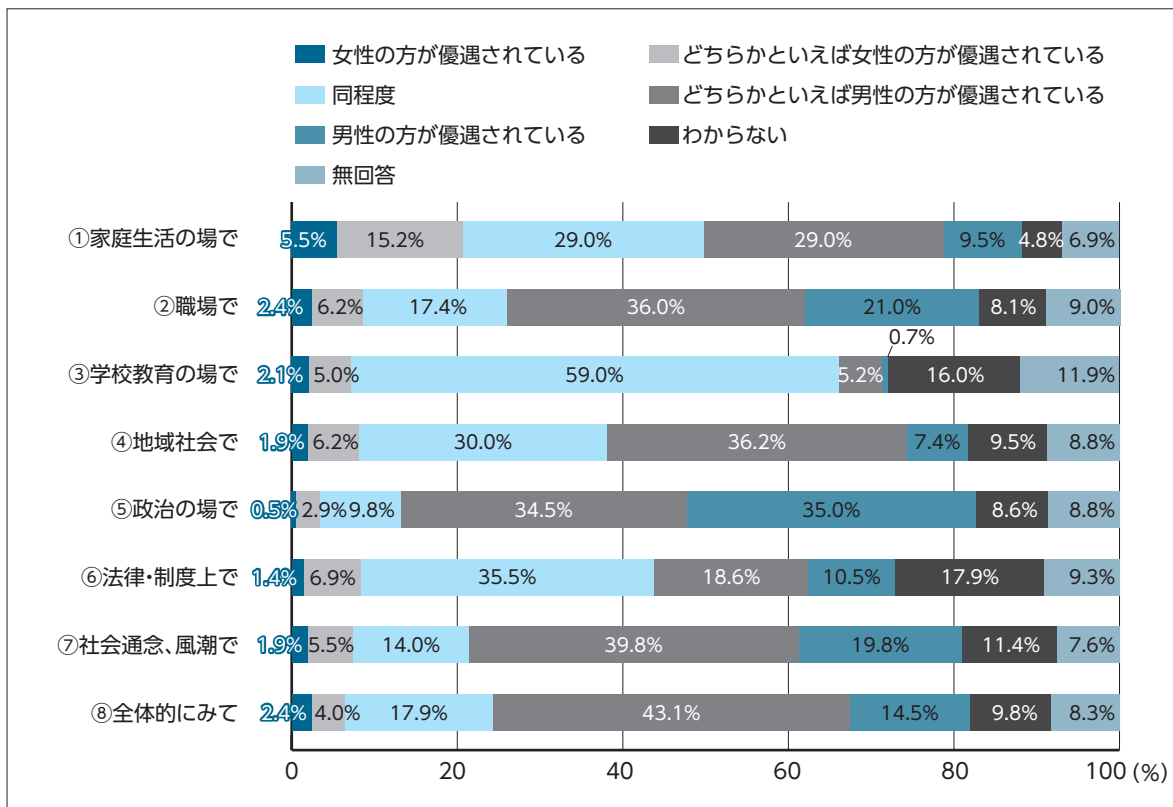
前回調査より増加していることから、男女平等社会の形成は徐々に進展しているものと考えられますが、指針の水準には到達していません。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
16.5%	20.0%	17.9%

〈調査結果の動向〉

問 あなたは、次の①～⑧の分野で男女の立場はどのようになっていると思いますか。

今回、8分野における男女の立場について調査しました。



全体的にみて、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が5割を超えました。分野毎にみると、政治の場と社会通念、風潮で男性の方が優遇されていると考えられています。一方、学校教育の場では女性の方が優遇されていると考えられています。

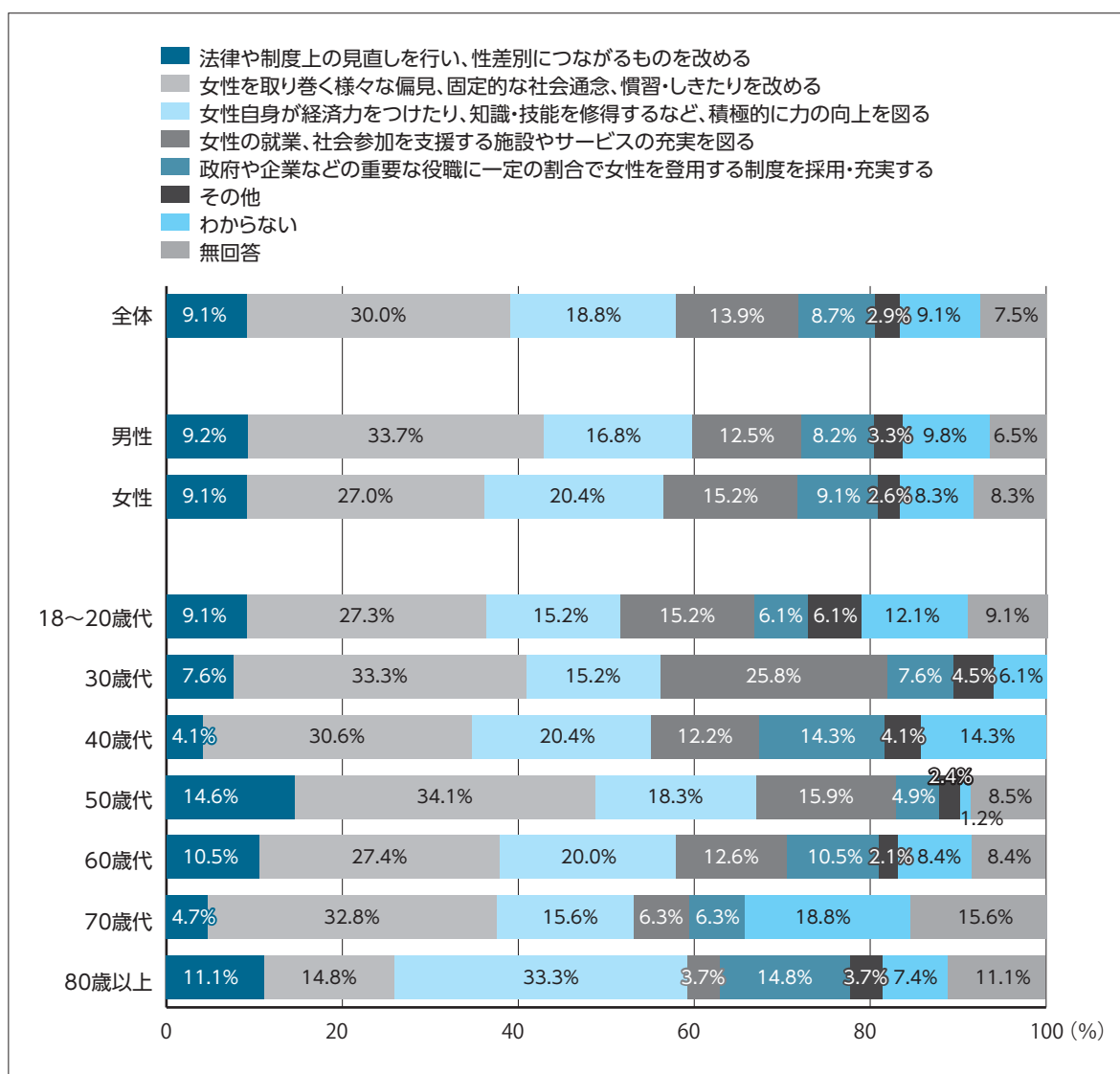
※ 男女の立場を同程度にするために重要なこと

問 あなたは、男女の立場を同程度にするために最も重要だと思うことは何ですか。

全体では、「女性を取り巻く偏見、固定的な社会通念等を改める」が30%と最も多く、次いで「女性自身が経済力をつけたり積極的に力の向上を図る」が19%となっています。

男女別に見ると、いずれもほぼ同様の回答分布となっています。

年代別に見ると、80歳以上では「女性自身が経済力をつけたり積極的に力の向上を図る」が最も多くなっていますが、その他の年代では「女性を取り巻く偏見、固定的な社会通念等を改める」が最も多く回答されています。



(3) 家庭生活での夫婦の分担

「男は仕事、女は家庭」という考え方は、家庭生活での夫婦の分担に大きく影響します。

性別だけで役割分担を固定するのではなく、いろいろな可能性があることから出発し、互いの意思を尊重した役割分担を決めていくことが重要です。しかし、現状では依然として妻が中心のものが多くなっています。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合
(結果)

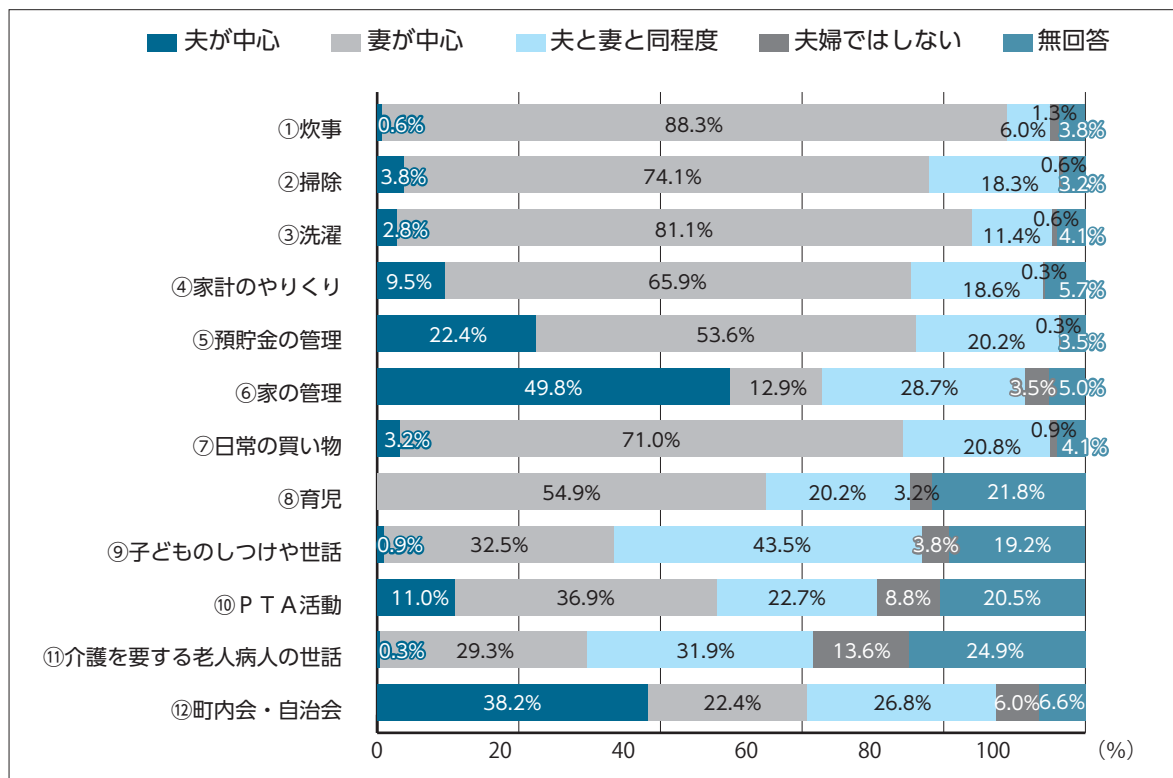
前回調査よりも回答割合は減少しており、夫又は妻のいずれか一方の負担が増えているわけではなく、夫婦以外の人に任せる傾向等が高まっています。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
37.8%	50.0%	31.9%

〈調査結果の動向〉

問 あなたの家庭では、以下のことについて、夫婦でどのような分担となっていますか。

今回、12項目における家庭生活での夫婦の分担について調査しました。



大半の項目で「妻が中心」の割合が高くなっており、「炊事」「洗濯」「掃除」「日常の買い物」で7割を超えています。一方、「子どものしつけや世話」「介護を要する老人や病人の世話」では「夫と妻と同程度」が3割を超えており、「家の管理」「町内会・自治会」では「夫が中心」の割合が高くなっています。

(4) 出産・育児等の環境

少子・高齢化が進展する中で、男女が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が不可欠です。

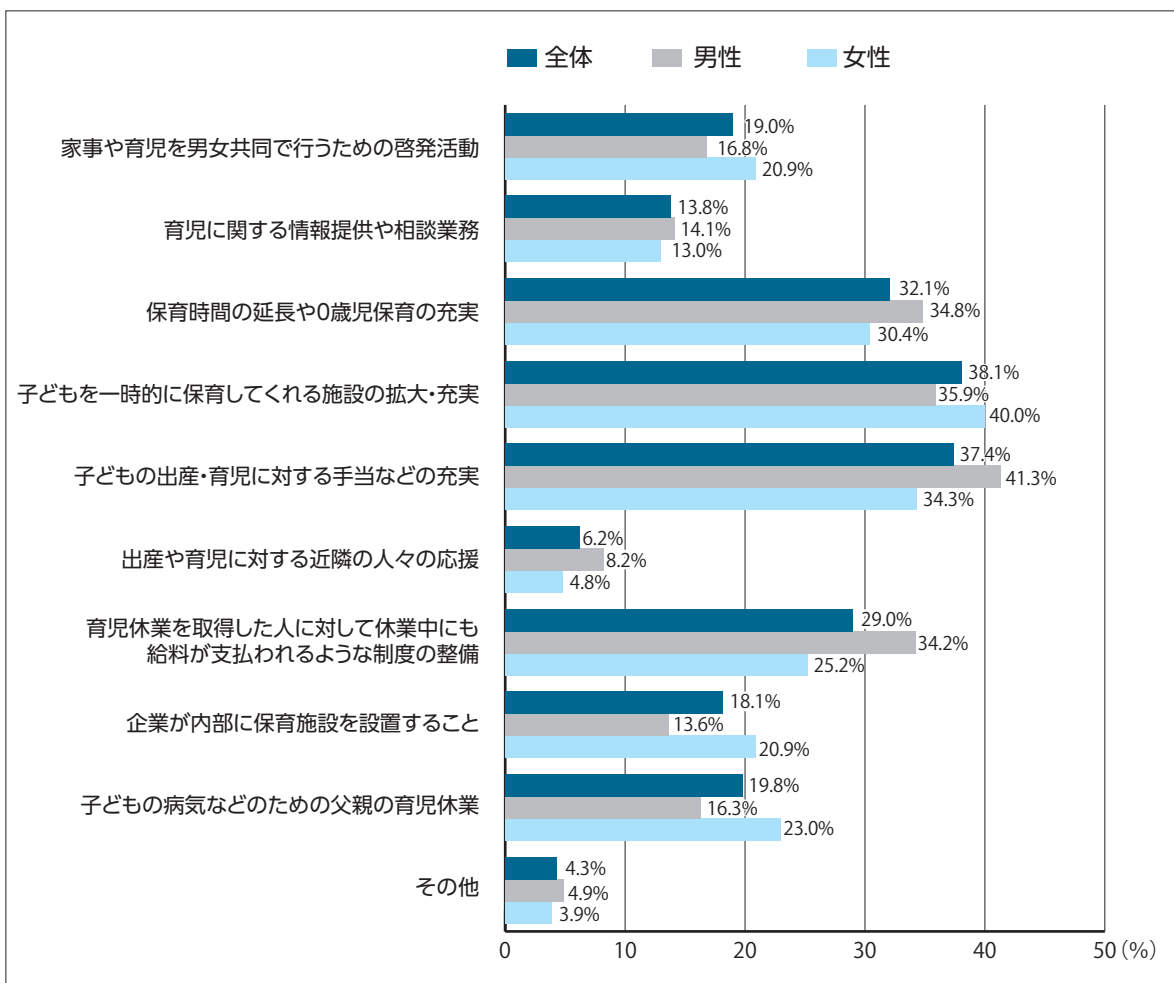
しかし、近年は核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育ての責任をひとりで背負い、孤立感、閉塞感に苦しむ女性も少なくありません。また、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由から出産期において女性が継続して就労できず、女性の社会参加促進の観点からも、子育てを支援する環境の整備が求められています。

〈調査結果の動向〉

問 あなたは、子どもを生み育てやすい環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「子供を一時的に保育してくれる施設の拡大・充実」「子供の出産・育児に対する手当などの充実」「保育時間の延長や0歳児保育の充実」「育児休業を取得した人に対して休業中にも給料が支払われるような制度の整備」の順で多くなっており、いずれも3～4割程度の人が必要を感じています。

男女別に見ると、男性では「子供の出産・育児に対する手当などの充実」、女性では「子供を一時的に保育してくれる施設の拡大・充実」が最も多くなっています。



(5) 女性の仕事環境

就労は生活の経済的基盤であり、自己実現につながることです。性別にかかわらず、働きたい人がその能力を十分に発揮できる社会の実現が不可欠です。

すでに多くの企業では、育児や介護など家庭環境に即した就労支援を行っています。

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現するために、今後も多様な就労形態を尊重する仕組みを整える必要があります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合

(結果)

前回調査より減少していることから、女性が働きやすい環境の形成は十分に進んでいないものと考えられます。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
16.0%	22.0%	14.0%

事業所の育児休業・介護休業制度等の導入状況(%)

育児や介護中の従業員に、家庭との両立に配慮した人員配置をしている事業所の割合	63.8
育児のための短時間勤務を実施している事業所の割合	77.6
育児休業制度を実施している事業所の割合	89.7
介護休業制度を実施している事業所の割合	77.6

育児休業や介護休業に対する事業所の認識(%)

労働力が一時的に確保できず、生産性が低下する	37.9
労働力が一時的に確保できないが、効率の低下は少ない	29.3
従業員が安心して働けるので、長期的にはメリットが大きい	48.3
休業は仕事に専念できる要素でもあり事業所にもメリットがある	17.2

育児や介護のために休業制度をはじめ、配慮をしている事業所は半数を超えています。

また、これらは事業所にとってもメリットがあると評価されています。

〈調査結果の動向〉

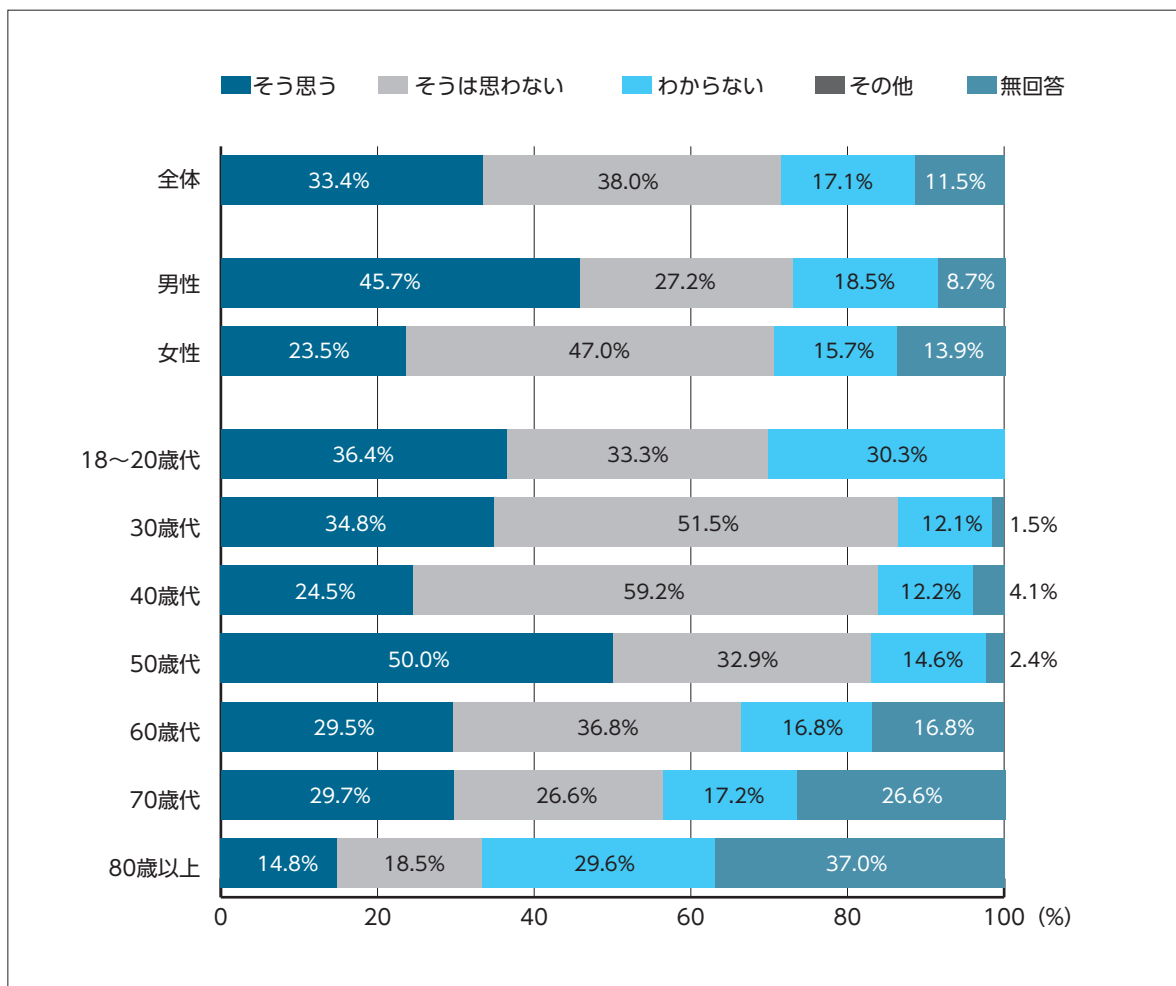
※ 職業・仕事

問 一般的にみてあなたは、家庭と両立しながら働きやすい状況にあると思いますか。

全体では、「そうは思わない(38%)」が最も多く、「そう思う(33%)」を若干上回っています。

男女別に見ると、男性は「そう思う」が46%、「そうは思わない」が27%となっているのに対し、女性は逆に「そうは思わない」が47%、「そう思う」が24%となっています。

年代別に見ると、50歳代で「そう思う」の回答割合が高く、30～40歳代で「そうは思わない」の回答割合が高くなっています。



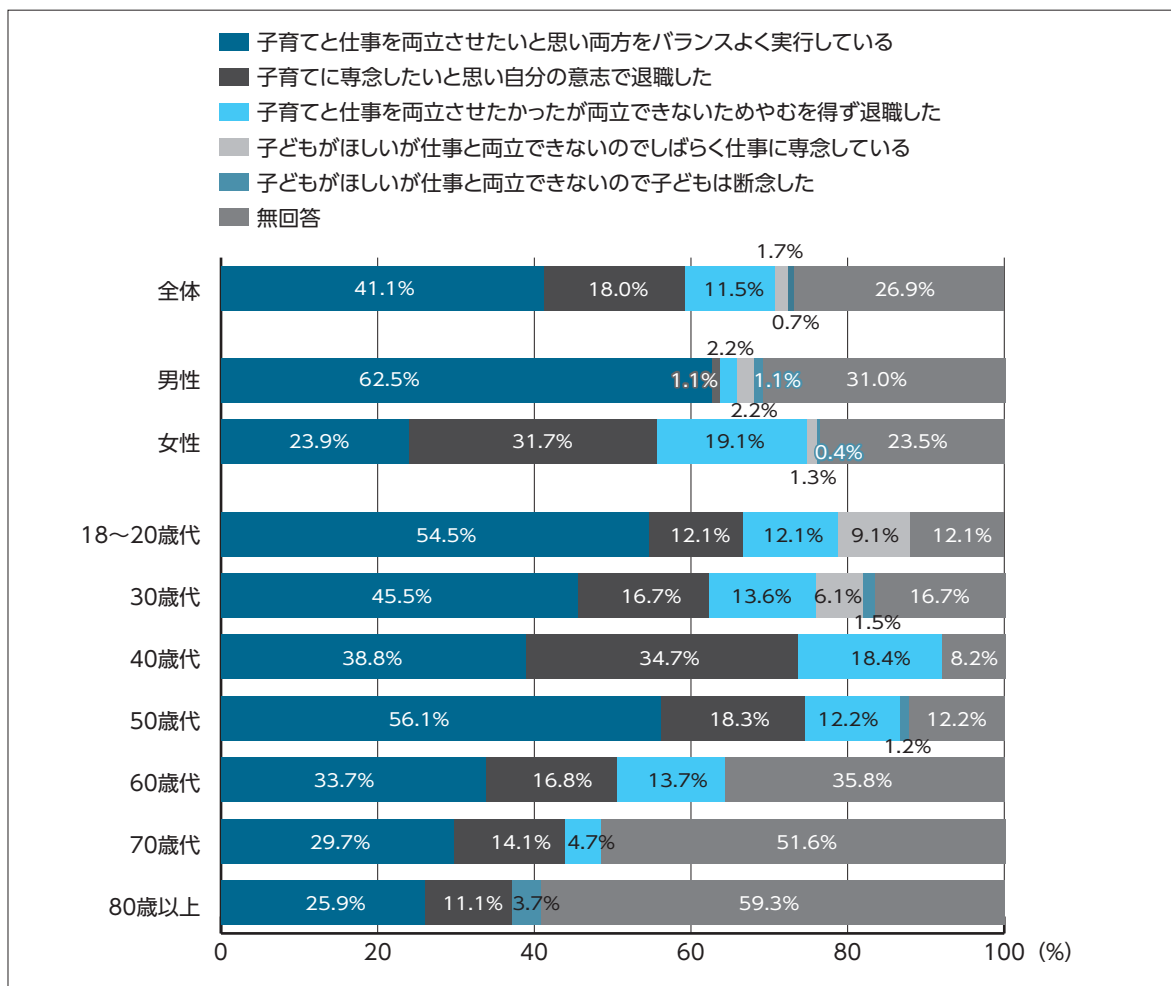
※ 結婚・出産後の仕事

問 あなたは結婚や出産などを期に退職しましたか。または退職すると予想されますか。

全体では、「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」が4割を占めています。

男女別に見ると、男性は「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」が63%ですが、女性は「子育てに専念したいので自分の意思で退職した(する)」が32%で最も多く、「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」は24%となっており、男女間で大きな差が見られます。

年代別に見ると、40歳代において「子育てに専念したいので自分の意思で退職した(する)」の回答割合が高くなっています。

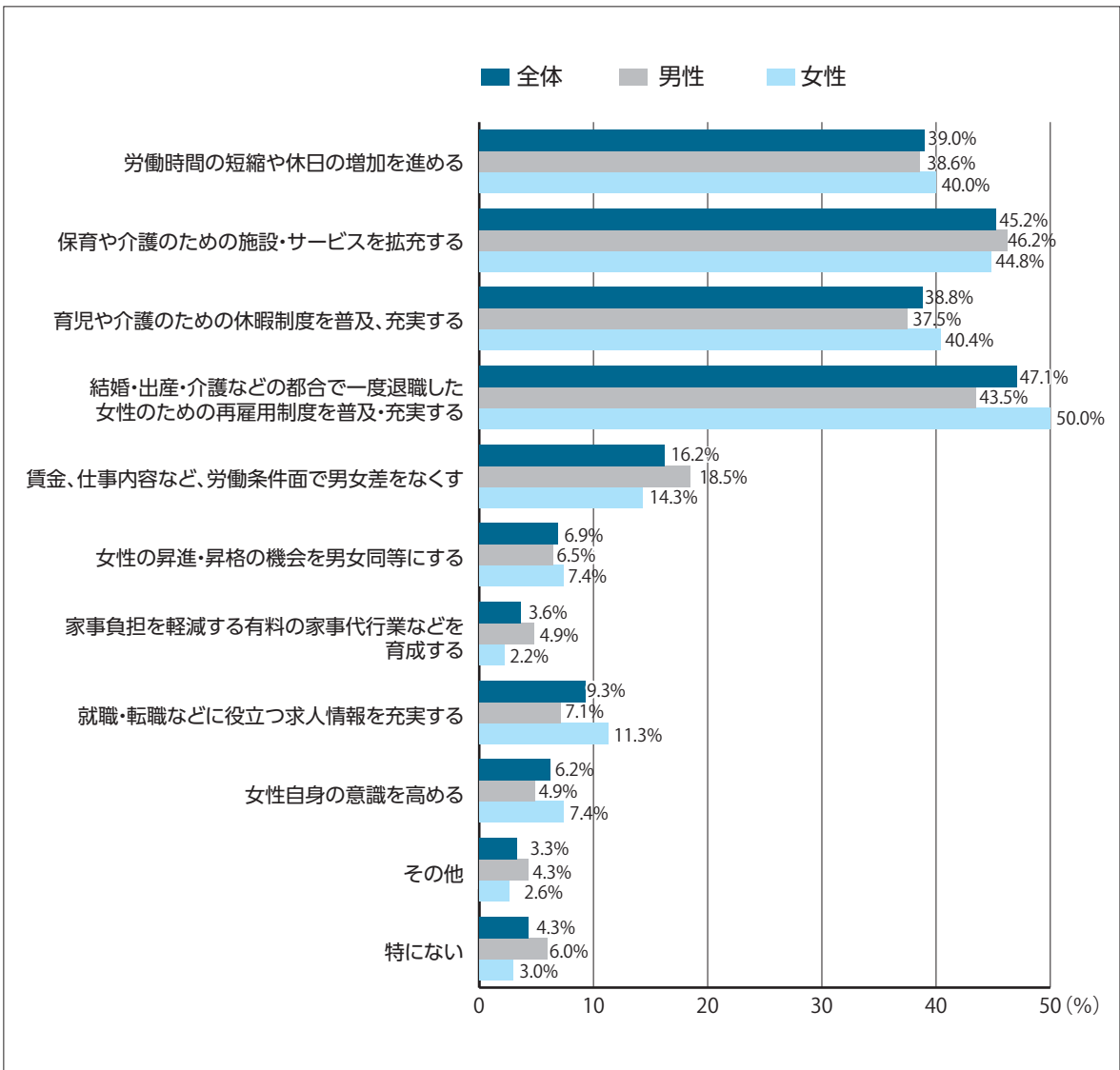


※ 働きやすい職場

問 家庭と両立しながら働きやすい職場を実現するために、どのような条件整備が必要だと思いますか。

全体では、「一度退職した女性の再雇用制度を普及・充実する」が47%と最も多く回答されており、次いで「保育や介護の施設・サービスを拡充する」が45%となっています。

男女別に見ると、男性は「保育や介護の施設・サービスを拡充する」、女性は「一度退職した女性の再雇用制度を普及・充実する」が最も多くなっています。



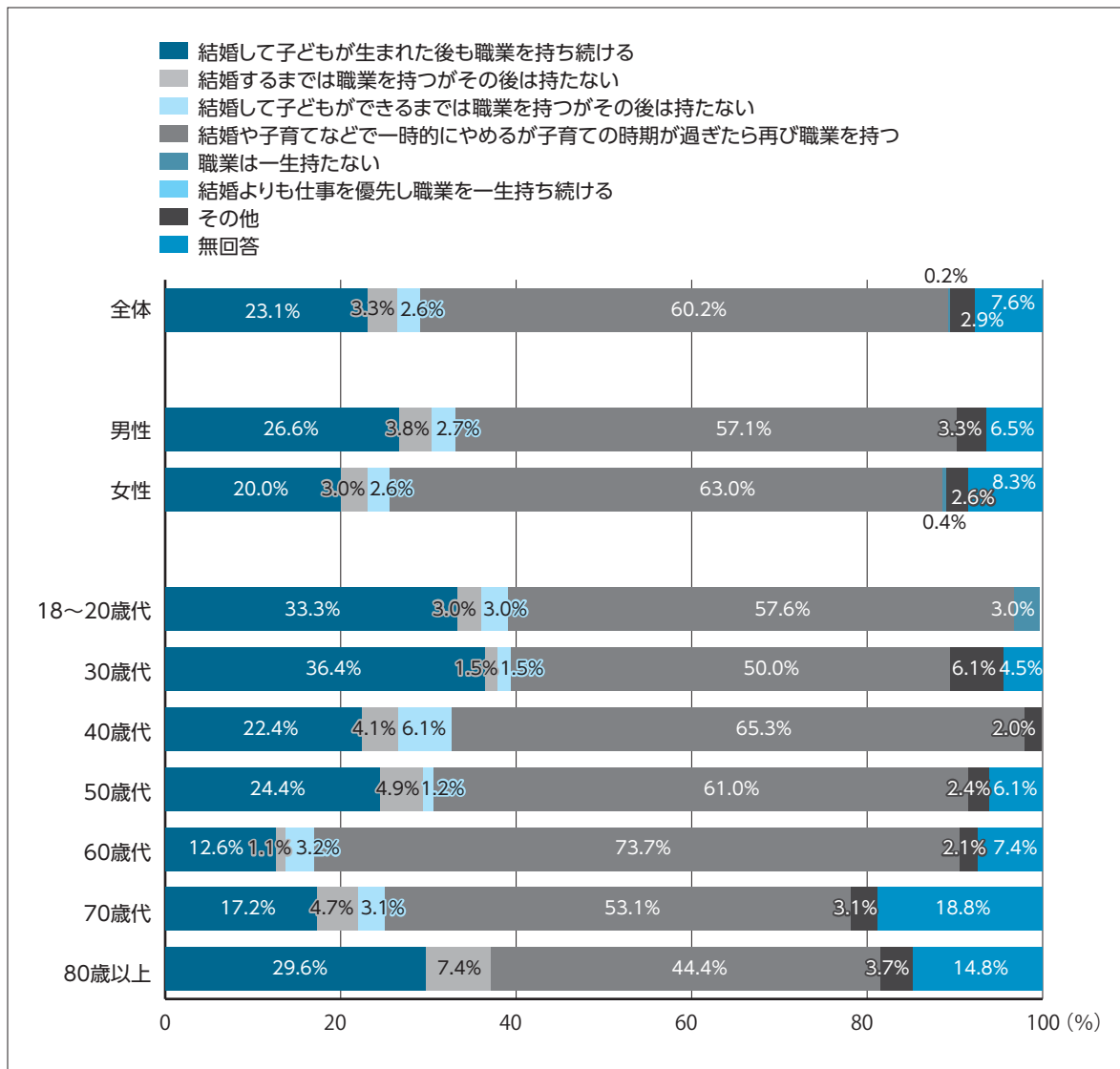
※ 女性の就業のあり方

問 女性の就業のあり方について、あなたはどのような形が望ましいと思いますか。

全体では、「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」が全体で60%と多くを占め、次いで「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」が23%となっています。

男女別に見ると、男性に比べて女性は「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合が高く、「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」の割合が低い傾向が見られます。

年代別に見ると、40歳代以上に比べて30歳代以下の人は「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」の割合が高く、「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合が低い傾向が見られます。



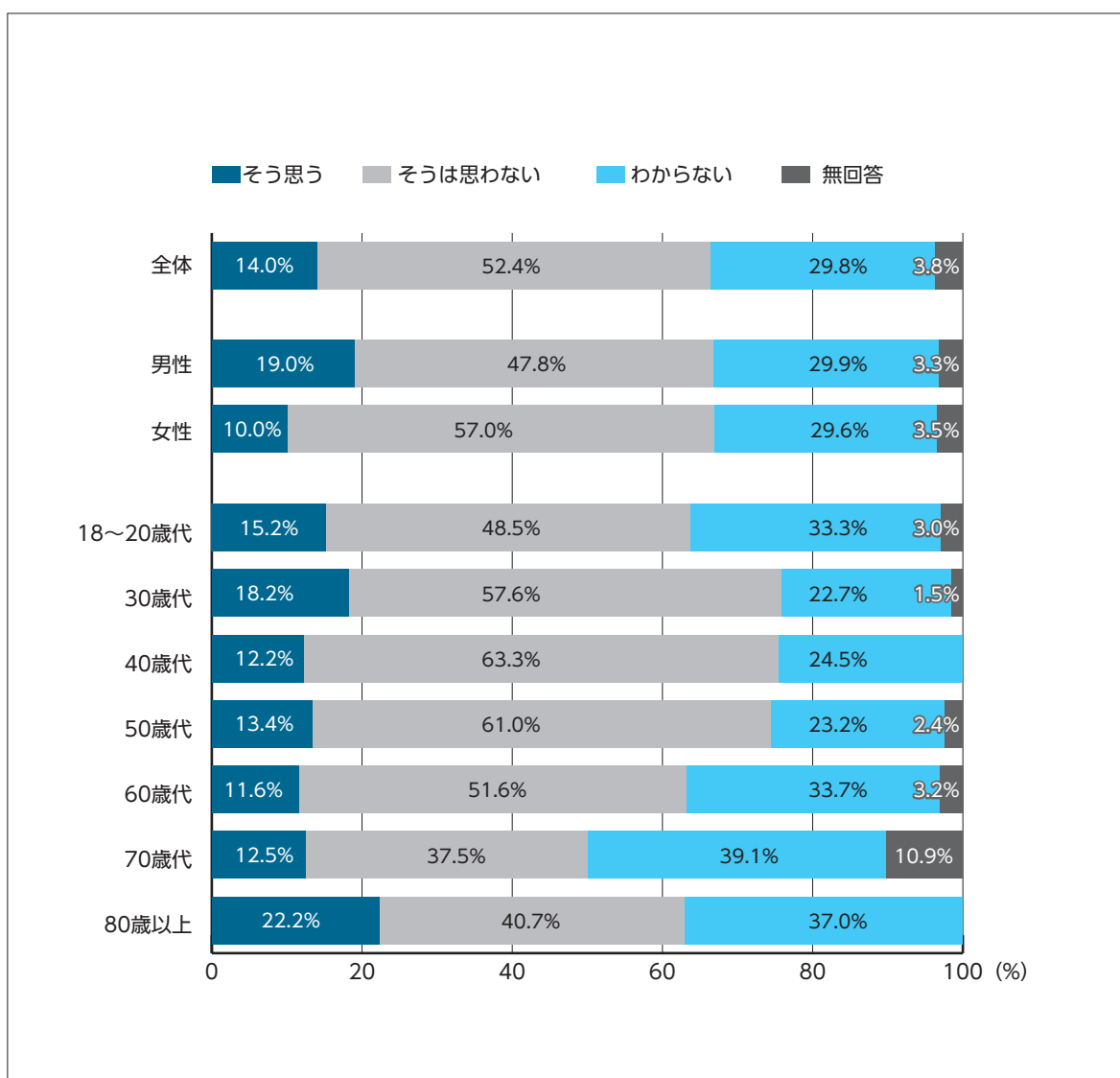
※ 女性の仕事・職場(女性が働きやすい状況)

問 全般的に見てあなたは、現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか。

全体では、「そうは思わない」が過半数を占めており、いずれの分類においても「そうは思わない」の割合が最も多くを占めています。

男女別に見ると、「そう思う」は男性が19%、女性が10%、「そうは思わない」は男性が48%、女性が57%となっており、10ポイント程度の差が見られます。

年代別に見ると、30～60歳代では「そうは思わない」が過半数を占めています。また、80歳以上では「そう思う」の割合が比較的高くなっています。

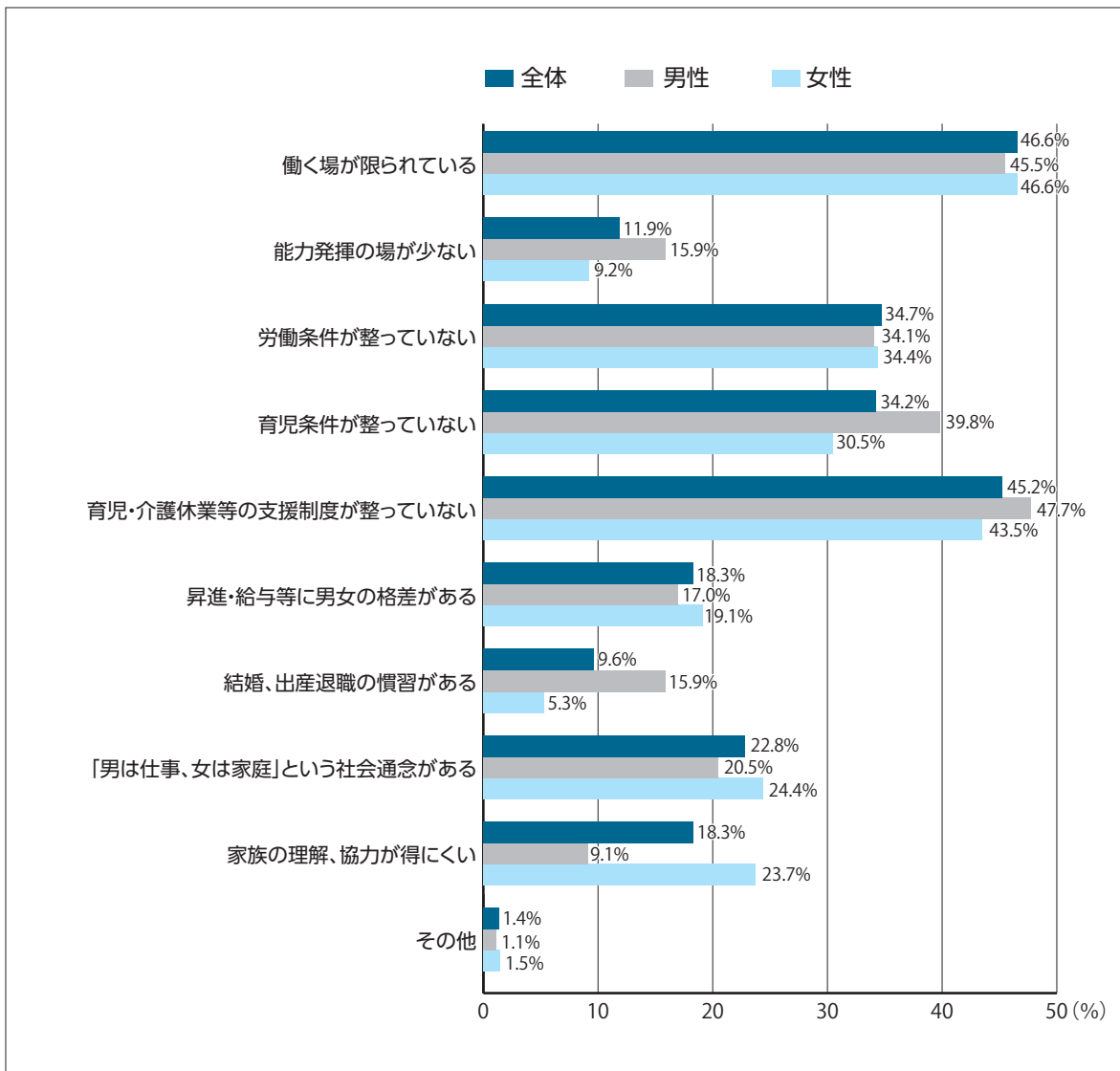


※ 女性の仕事・職場(働きやすいと思わない理由(「そう思わない」と回答した方))

問 女性が働きやすいと思わない理由は何ですか。

全体では、「働く場が限られている(47%)」「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(45%)」の順となっています。

男女別に見ると、男性は「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(48%)」「働く場が限られている(46%)」の順、女性は「働く場が限られている(47%)」「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(44%)」の順となっています。また、男女差がもっとも大きかったのは「家族の理解、協力が得にくい」で、男性が9%であるのに対して女性は24%となっています。



(6) 男女間の暴力的行為

暴力は犯罪を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

男女間の暴力的行為の代表的なものは、DV(ドメスティック・バイオレンス)です。これは親密な関係にある人に起こる暴力のことで、主に夫婦や恋愛関係にある人の間で生じています。

DVを防止するための啓発や体制づくりも急速に進められてきました。平成16年に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、新たに都道府県で基本計画の策定が義務づけられるとともに、平成20年の改正では市町村の責務も拡充されました。

本市においては、平成14年度から女性相談窓口を設置し、複雑・深刻化する配偶者からの暴力被害、男女の性別による差別的取扱い、その他男女共同参画を阻害する行為についての様々な問題に応じられる体制を整えてきました。

今後も適切な情報提供や専門機関等への連携に努め、安心して相談できる体制、被害者への自立支援をさらに充実していきます。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■DVを一般常識として知っている人の割合

(結果)

前回調査より増加していることから、認知度は徐々に高まっていますが、指針の水準には到達していません。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
62.2%	70.0%	64.9%

【解説】 DV(ドメスティック・バイオレンス)

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。国では「配偶者からの暴力」という言葉を用いる。内容は身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど幅広い。結婚していない男女間での暴力のことをデートDVと呼んでいる。配偶者からの暴力の被害相談では圧倒的に女性が多い。

【参考】 暴力の種類

殴る、蹴るだけが暴力ではありません。

暴力というと殴ったり、蹴ったりという身体的なものをイメージしがちです。

しかし、言葉により心を傷つけられたり、外部から暴力と認識されにくいさまざまなものが潜んでいます。

身体的暴力 … 殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、髪を引っ張る、刃物で脅す、など

精神的暴力 … 馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、大切にしているものを壊す、など

経済的暴力 … 生活費を渡さない、仕事に出ることを制限する、など

社会的暴力 … 交友関係や電話などをチェックする、家の中に閉じ込める、過干渉、など

性的暴力 … 性的行為の強要、避妊の拒否、中絶の強要、など

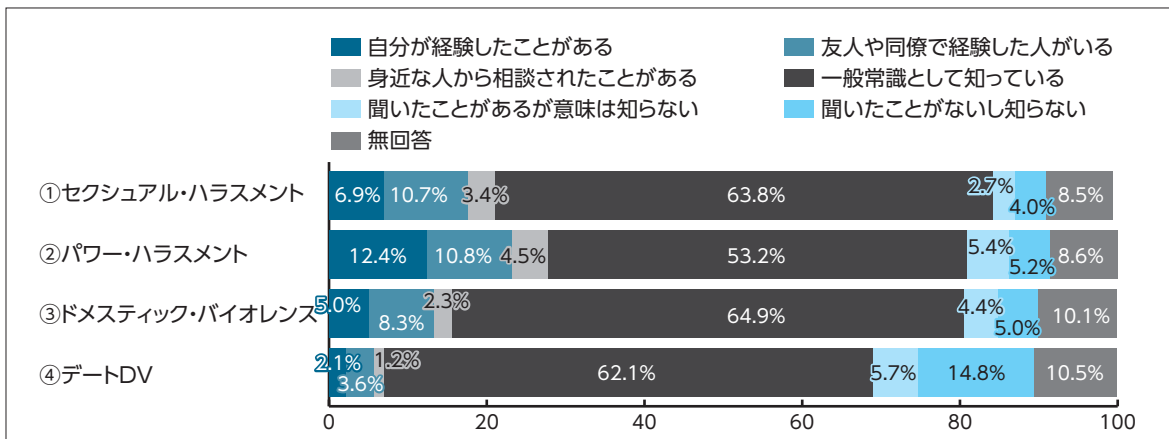
子どもを巻き込んだ暴力 … 子どもの前で暴力を振るう、子どもに悪口を吹き込む、など

【データ】 DVへの対応策として、市が取り組むべきだと思うこと(多い順、複数回答可)

相談場所などの情報提供をする	51.0%
女性相談事業の拡大(女性カウンセラーの配置)	42.1%
被害者が一時的に避難できる場所(シェルター)と連携を図る	39.8%
若年層への未然防止の取り組みを進める	30.5%
関係機関が連携して防止策を講じる	27.9%
DVに関する啓発活動を行う	22.6%

〈調査結果の動向〉

問 以下のことについて、身近に聞いたり、経験したことはありますか。



認知度は前回調査から大きな変化はありません。また、どちらも「自分を経験」「友人・同僚が経験」を合わせた回答割合が上昇しています。

これらのことから、認知度は徐々に高まっているものの、暴力的行為の抑制には至っていないことがうかがえます。

【解説】

① セクシュアル・ハラスメント

主に職場で性的ないやがらせによって相手に不快感をあたえることで、被害者は女性が多いですが、男性が対象になることもあります。

② パワー・ハラスメント

会社などで職権などの権力差(パワー)を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動のことです。

③ ドメスティック・バイオレンス

前述

④ デートDV

恋人など男女間での身体的、精神的な暴力のことです。

(7) 男女共同参画社会の推進

これまでの男女共同参画の推進は、国では男女共同参画社会基本法(平成11年施行)や男女共同参画基本計画(平成12年閣議決定、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画閣議決定)などに基づき、着実に進められてきました。

また、本市においても平成12年度に男女共同参画担当部署を新設し、つるが男女共同参画プラン(平成14年策定、19年改定、平成23年第2次プラン策定)、男女共同参画推進条例(平成16年制定)や男女共同参画都市宣言(平成17年)など、積極的に男女共同参画を推進してきました。

具体策としては、男女共同参画に対する理解を深めるための講座の開催や情報紙の発行を継続的に行うとともに、市内各地域や事業所に男女共同参画推進員を委嘱し、身近なところで男女共同参画の視点を取り入れるよう啓発を行ってきました。

この15年間で市民の男女共同参画への理解は確実に進んでいますが、現実には地域や職場での女性の参画が進んでいない部分もあります。アンケート調査でも、これまでの取り組みに対して、成果を評価する一方で、不十分であるとの回答も多く見られます。今後の取り組みについては、これまで通り、あるいはより以上に力を入れるべきとの回答が多く見られます。

そこで、これまで実現してきたことや実施できなかったことを総括し、さらに最近の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。また、男女共同参画室を中心として関係課と連携した総合的な推進が必要になります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
45.4%	50.0%	13.2%※

※ 参考値

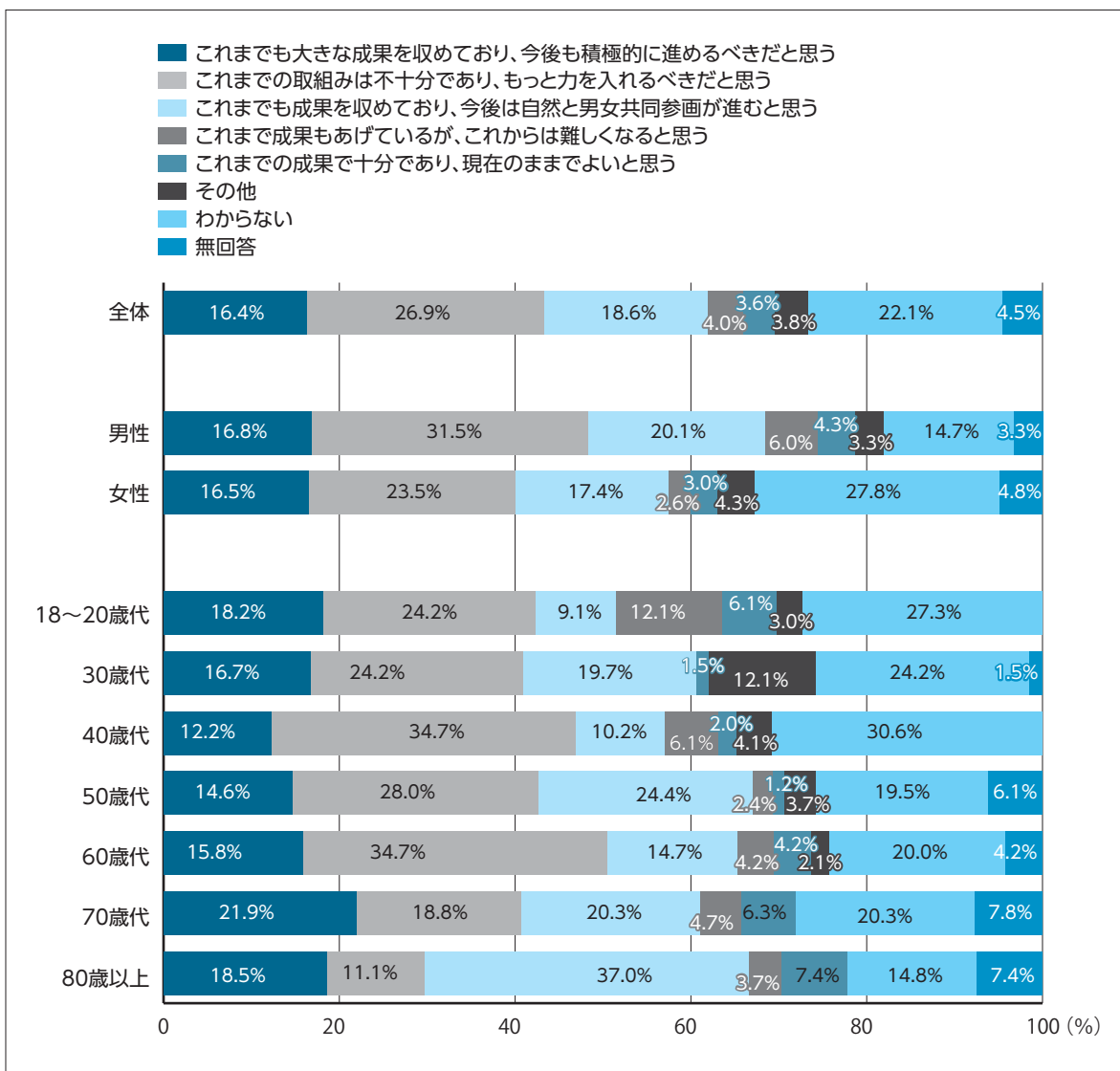
問 「政治の場」において男女の立場はどのようになっていると思いますか？

- ・ 女性の方が優遇されている 0.5%
- ・ どちらかといえば女性の方が優遇されている 2.9%
- ・ 同程度 9.8%

〈調査結果の動向〉

問 「男女共同参画社会」を推進することについてあなたはどのように思いますか。

全体では、「取組みは不十分であり、もっと力を入れるべき(27%)」が最も多くなっています。
 男女別に見ると、女性は「わからない」が最も多く、28%となっています。
 年代別に見ると、70歳代以上では成果を収めていると考えられています。

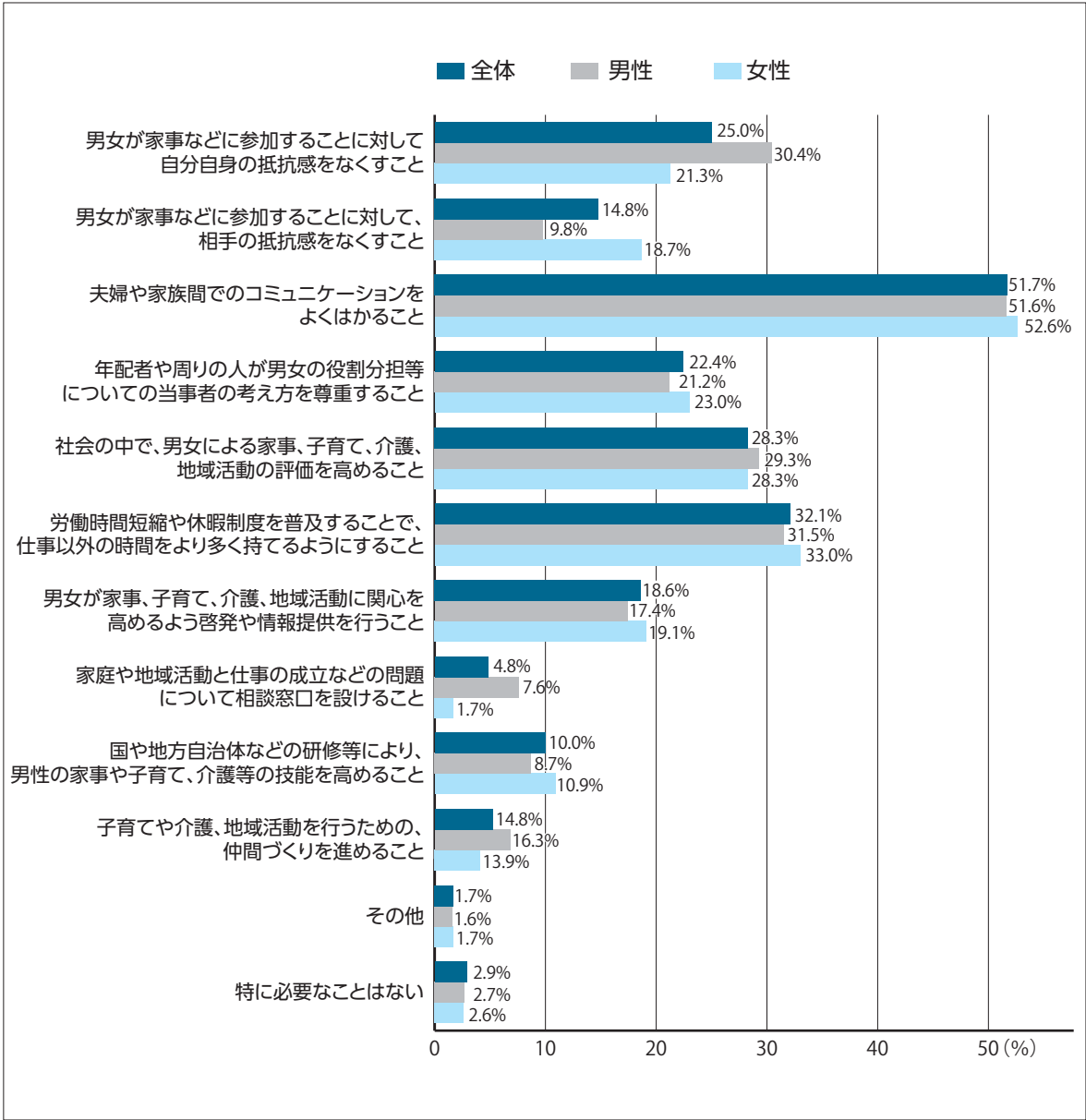


※ 男女共同参画に必要なこと

問 あなたは、男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかる」が52%と最も多く、男女別、年代別で見ても最も多くなっています。次いで「労働時間短縮等で仕事以外の時間を多く持てるようにする」が32%となっています。

男女別に見ると、特に女性に比べて男性の回答割合が多い項目は「男女の家事参加に対する自分自身の抵抗感をなくす」、逆に女性の回答割合が多い項目は「男女の家事参加に対する相手の抵抗感をなくす」となっています。



第 3 次
つるが男女共同参画プラン策定の
概 要

第3次つるが男女共同参画プランの概要

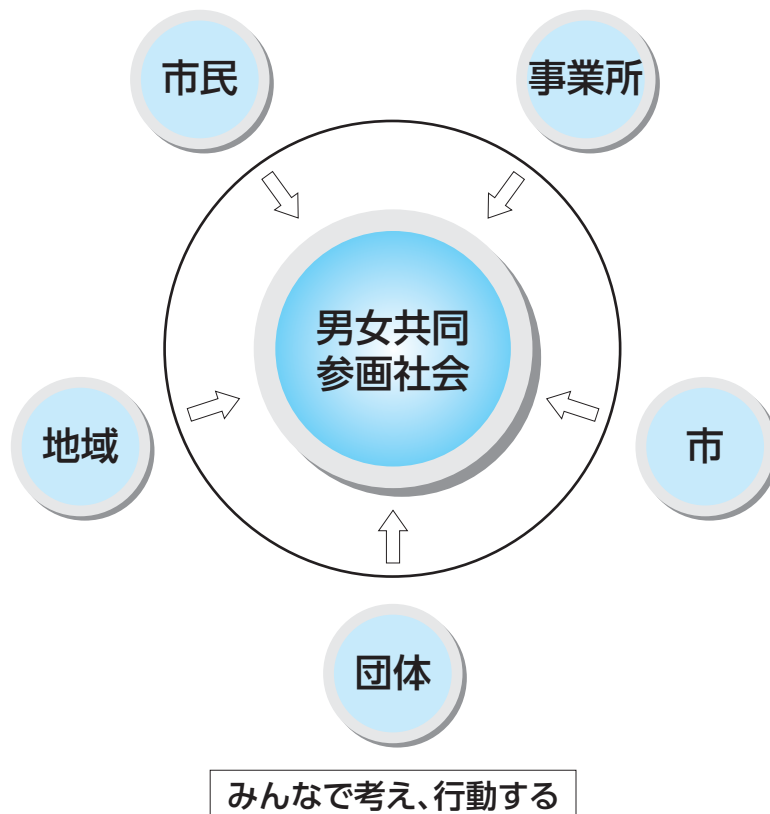
(1) プランの役割

「第3次つるが男女共同参画プラン」は、本市における男女共同参画を推進するため、市をはじめとするあらゆる主体の取り組みをまとめた体系的な計画です。

これまでの男女共同参画の推進に関する成果を活かし、市や地域、事業所、そして市民が「みんなで考え、行動する」ためのガイドとなるものにしました。

なお、市の取り組みについては国や県の取り組みとなる法令や計画、さらに「第6次敦賀市総合計画(平成23～32年度)」等にも配慮しています。

また、市が率先して取り組むことによって市民、事業所、地域などにおける男女共同参画の推進に繋がるよう、市の取り組みについては具体的な事業内容を掲載しています。



(2) プランの期間

「第3次つるが男女共同参画プラン」は、平成28年度を始期とし、平成32年度を目標年度とする5年計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどに応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

(3) プランの特徴

人権尊重を基本としたプラン

男女共同参画を進める上で、最も基本となる考え方は「お互いの人権を尊重する」ことです。

人権が尊重される社会では、男女の違いに関わりなく対等であり、個人が主体性を持ち、自立していることが前提となります。

これについては、従来のプランと同様の考え方とします。

男女共同参画社会基本法

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

あらゆる主体が、あらゆる場面で行動できるプラン

本プランは「みんなで考え、行動する」ことをめざして策定しました。そのために、次のような工夫をしています。

- 「わたしたちに求められる行動」として、市民や事業所等に必要な行動を分かりやすく示しました
- 取り組みごとに、どの主体が役割を果たすのか示しました
(例:市民、事業所、団体、地域、市、関係機関)
- わたしたちが男女共同参画にかかわる場面ごとに取り組みをまとめました
(例:生活環境(家庭)、仕事環境(職場))
- 市が実施している主な取り組みなどを紹介し、利用につなげるよう配慮しました

男女共同参画を推進するのは、社会にかかわるすべての主体です。

皆さんが本プランを読んで理解するだけでなく、実践に結びつけることが本プランの最も重要な役割と考えています。

社会情勢の変化に対応した、敦賀らしいプラン

現代社会を取り巻く諸問題に対応するため、男女共同参画の観点からの施策を盛り込みました。

① あらゆる暴力を防止・根絶する

DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする女性などに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかし、全国的に問題となっている児童虐待、高齢者虐待など、被害者となる対象が広がっていることから、あらゆる暴力の防止・根絶に取り組みます。

② 国際交流の場で人権尊重を考える

「交流拠点都市 敦賀」の特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を学ぶ機会をつくります。

③ 個人の生き方や意思を尊重して地域活性化に繋げる

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれない、自由な活動の選択肢が尊

第3次つるが男女共同参画プランの概要

重される社会の実現が不可欠です。また、こうした社会は地域の活性化に寄与するものとしても重視されています。

そこで、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができ、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋がっていきます。

④ 子育てにおける男女共同参画を推進し、自立した生活環境をつくる

非正規雇用労働者やひとり親など、子育てにおける生活上の困難に陥りやすい方が増えています。そこで、男女を問わず、貧困など生活上の困難に直面する方への支援に取り組みます。

⑤ 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や避難行動要支援者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

⑥ 就労の場における多様なハラスメントの防止に取り組む

就労における大きな課題として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントだけでなく、マタニティ・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど多様なハラスメントがあります。

誰もが働きやすい仕事環境を目指し、企業等の自主的な取り組みを促すための研修会の開催や啓発活動を行います。

⑦ 男女共同参画の視点から相談業務を充実する

敦賀市男女共同参画センターでは、女性相談窓口を開設しており、複雑多様化する相談に応じています。

特に、男女の人権尊重や男女共同参画を阻害する行為を防止・根絶するため、関係機関との連携を強化し、また、セクシュアル・マイノリティに対する相談も取り組みを進めていきます。

(4) プランが目指す敦賀市の姿

「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)と定められています。

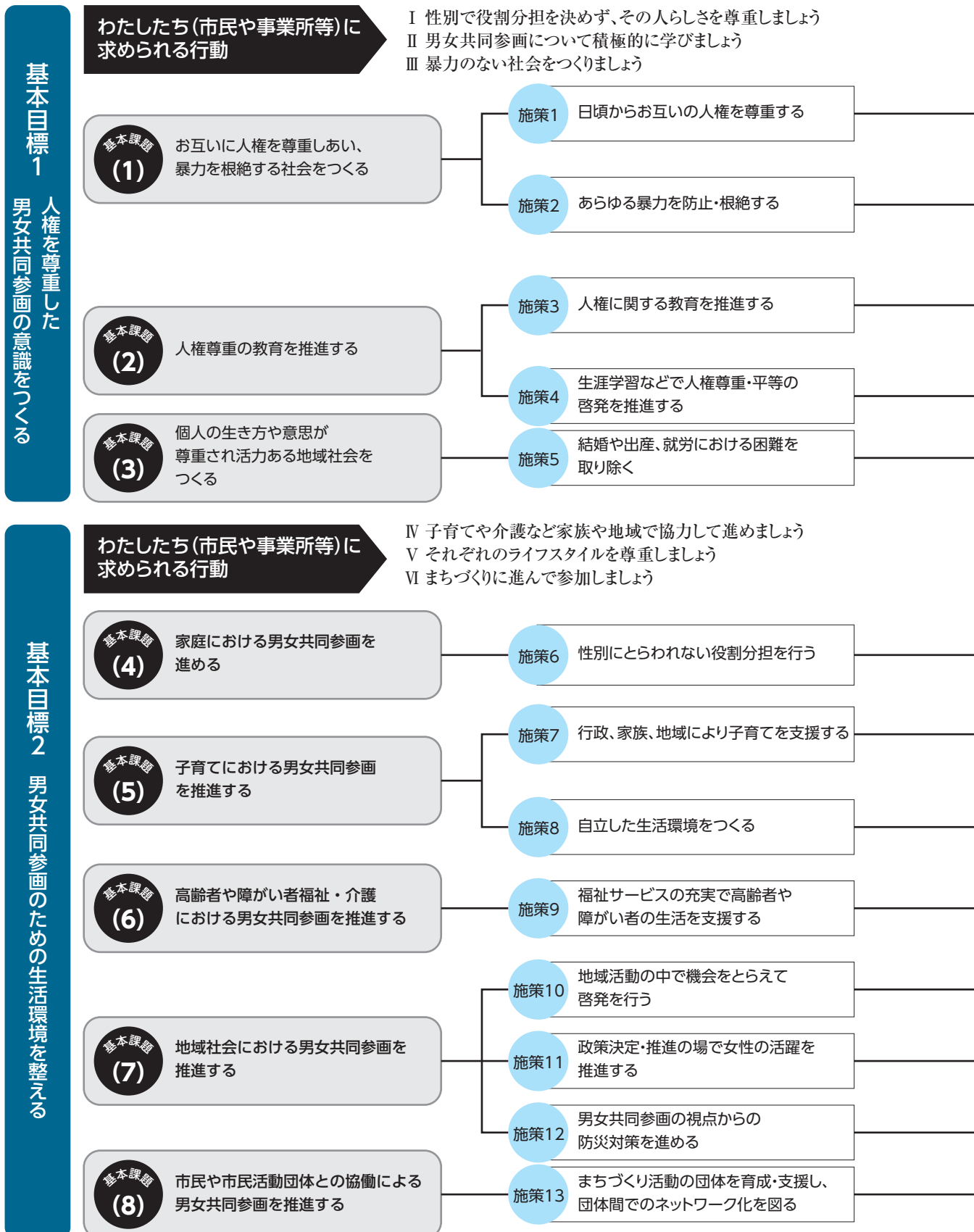
本プランもその基本的考え方に立ちながら、敦賀の特性に即し、さらにこれまでの成果を活かして、みんなが行動することに重点を置いて策定しました。

男女共同参画は、私たちの日常生活における意識の持ち方が重要であり、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で取り組むべきテーマであります。

そこで、本プランが目指す敦賀市の姿として、「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」とします。

(5) プランの体系

本プランは、「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」を目指し、次の「基本目標」・「基本課題」・「施策」から構成されております。



第3次つるが男女共同参画プランの概要

実施主体: ☆:市民 ▲:事業所 △:団体 ●:地域 ○:市 ★:関係機関(県、警察、学校など含む)

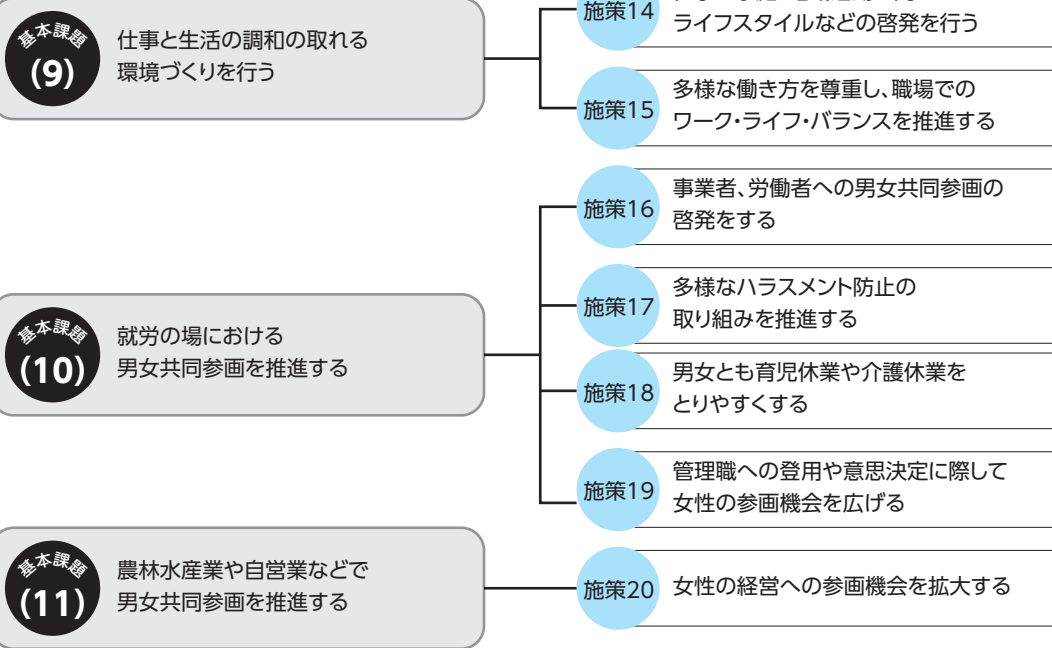
○ ☆ ☆	① 人権尊重に関する啓発を充実する ② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等について学ぶ
○ ○ ☆●○★ ☆●○★	① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する ② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う ③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する ④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する
○★ ○★ ★ ☆○★	① 人権を尊重した多様な教育を実施する ② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する ③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う ④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する
○ ○★ ○	① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する ② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する ③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる
☆▲●○	① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる
○ ☆	① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う ② 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める
○ ○ ●○ ○ ○	① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する ② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する ③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する ④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する ⑤ 児童の放課後対策を充実する
○ ○★	① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする ② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う
○ ○ ●○★ ○	① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する ② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する ③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する ④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する
○ ☆	① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う ② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する
○ △● △●	① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る ② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する ③ 地域における制度・慣行を見直す
△●○ △●○	① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う ② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する
○ ○	① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う ② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する

基本目標3

男女共同参画のための
仕事環境をつくる

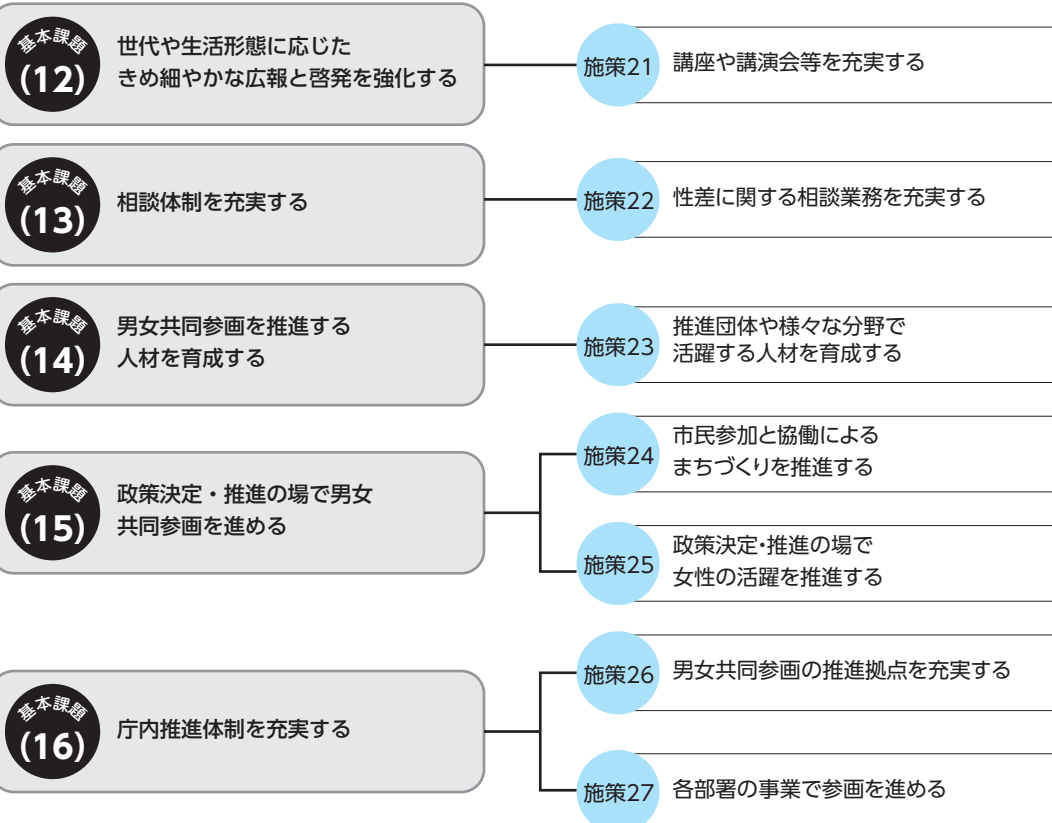
わたしたち(市民や事業所等)に
求められる行動

- Ⅶ 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
- Ⅷ ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
- Ⅸ あらゆるハラスメントを防止しましょう



基本目標4

男女共同参画の視点を取り入れた
推進と進行管理の体制を構築する



第3次つるが男女共同参画プランの概要

実施主体: ☆:市民 ▲:事業所 △:団体 ●:地域 ○:市 ★:関係機関(県、警察、学校など含む)

○	▲○	① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する
○	○	② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する
○	○	③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う
○	▲○	① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる
○	▲	② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する
○	○	① 再就職に向けての講座や研修会を実施する
○	○	② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う
○	○★	③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする
○	▲○	① 相談窓口を開設し、防止を図る
○	○	① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る
○	▲	② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる
○	▲	① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える
○	○	② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う
○	○★	③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する
○	○★	① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る
○	○★	② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する
○	○	① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する
○	○	② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する
○	○	③ 男女共同参画情報紙を発行する
○	○	① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する
○	○★	② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する
○	○	③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む
○	○	① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○	○★	② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める
○	○	① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する
○	○	② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る
○	○	③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する
○	○	① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る
○	○	② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する
○	○	① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○	○	② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する
○	○	① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する
○	○	② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する
○	○	③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る

基本目標

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

方針

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。

そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方が選択できるよう、人権尊重の意識啓発を推進します。

また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 1 性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
- 2 男女共同参画について積極的に学びましょう
- 3 暴力のない社会をつくりましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
1 「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合	42.2%	40.5% (51.0%)	45%
2 「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	16.5%	17.9% (20.0%)	20%
3 DVを一般常識として知っている人の割合	62.2%	64.9% (70.0%)	70%

基本課題(1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

方針

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

本市では、人権尊重に関する啓発を充実させ、固定的な価値観にとらわれない行動を促進していきます。

また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等についての認識が広がるよう取り組みます。

暴力が主に女性や子ども、高齢者、障害者などに向けられていることや、身体的、精神的、経済的、社会的、性的など暴力の形態が多様化している背景を踏まえ、相談しやすい体制等を整備し、被害者への支援を充実させます。

特に、未成年者の間でも起こるデートDVについては、被害、加害の双方を防止するため、大学、高校、中学校における啓発を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 1 日頃からお互いの人権を尊重する

計画項目	取り組みの概要
① 人権尊重に関する啓発を充実する [実施主体：市]	市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
	人権週間にあわせて、啓発活動を実施します。 (人権擁護啓発事業)
	深い認識と実践力を持った指導者を育成し、様々な人権問題の早期解決に向けて、日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけるための教育啓発活動を一層推進します。 (福井県人権教育指導者研修会)
② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする [実施主体：市民]	性別で役割分担を決めず、お互いにその価値観を尊重して行動しましょう。 (市民の取り組み)
③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等について学ぶ [実施主体：市民]	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、女性の健康と権利に関する認識や理解の向上を図ります。 (男女共同参画推進事業)
	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。 (健康相談等事業)

施策 2 あらゆる暴力を防止・根絶する

計画項目	取り組みの概要
① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する [実施主体：市]	D V被害者支援専門研修会及びデートD V防止講座を開催し、D Vからの被害者保護・支援についての啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う [実施主体：市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談体制を充実させ、被害者への支援を行います。 (相談事業)
③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する [実施主体：市民、地域、市、関係機関]	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、通報体制を確立します。 (相談事業)
	D V被害者を保護・救済するため、通報体制を確立し、関係部署の連携を図ります。 (関係部署の連携)
④ D VやデートD V、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する [実施主体：市民、地域、市、関係機関]	D V被害者支援専門研修会及びデートD V防止講座を開催し、デートD Vや子どもへの暴力などの被害防止や被害防止や被害者保護・支援についての啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 特に、相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携し、デートD Vや子どもへの暴力など若年層の被害を防止します。 (相談事業)
	要保護児童の早期発見及び適切な保護、さらに、要支援児童等の適切な支援を行うため、要保護児童地域対策協議会の運営や児童虐待の予防、早期発見・対応のための啓発活動を行います。 (要保護児童対策地域協議会)
	広報紙にて、虐待を予防するためにできることや虐待通告が義務であること等を周知するとともに、通報先を掲載します。 (児童虐待防止についての広報活動)
	家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上のため相談体制の充実を図ります。 (家庭児童相談室運営事業)

基本課題(2) 人権尊重の教育を推進する

方針

人権尊重の意識啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層において重要となります。

特に、子どもの頃からの取り組みが高い成果を得られるため、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう、学校などと連携していきます。

また、生涯学習の場においても人権尊重の啓発を進め、市民が人権尊重について学べる機会を充実させます。

さらに、「交流拠点都市 敦賀」として多様な価値観の人々と交流できる特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 3 人権に関する教育を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 人権を尊重した多様な教育を実施する [実施主体：市、関係機関]	小中学校における人権教育推進計画に則り、一人一人の人権を尊重した教育を実施します。 (小中学校における人権を尊重した教育の実施)
	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の人権尊重を啓発します。 (男女共同参画推進事業)
② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する [実施主体：市、関係機関]	様々な環境的要因により学校生活に不適應を起こしている児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善をするためのスクールソーシャルワーカーを配置します。 (ソーシャルワーカー配置事業)
	市内の小中学校に在学する不登校の児童・生徒や保護者、その他特別な事情のある者に教育相談、訪問指導、適応指導等、不安解消に向けた相談を行います。 (ハートフル・スクール管理運営事業)
③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う [実施主体：関係機関]	小中学校におけるキャリア教育を推進します。 小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。 中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。 (小中学校におけるキャリア教育)
④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する [実施主体：市民、市、関係機関]	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止講座を開催し、男女共同参画の理解を推進します。 (男女共同参画推進事業)

施策 4 生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する [実施主体：市]	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のため、男女が同じ考えを共有できる講座を開催します。 (男女共同参画推進事業)
	市民一人一人の人権意識を高揚し、認識を深めていただくために、生涯学習に関係する各施設（生涯学習課、図書館、少年自然の家、各公民館など）における指導的立場にある者、新採用職員等が参加し、講演とワークショップ（体験的参加学習）を行います。 (生涯学習センター職員研修会)
	人権に関して指導的立場にあるものが、持つべき人権感覚の醸成と子どもの人権、同和問題等の知識普及の取り組みを図るため、講習会を開催します。 (敦賀市人権教育指導者研修会)
② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する [実施主体：市、関係機関]	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。 (男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出)
	生涯学習のまちづくりを推進するため、市民の多種多様な学習要求に応えるとともに、自主的で活発な学習活動が展開されるよう、学習機会の拡充と内容の充実を図ります。 (主催事業の開催と自主学習の支援)
	市民の学習、情報交換の拠点施設として、市民の要望に応えながら、十分な資料や情報を収集・提供します。 また、図書資料を計画的に整備し、きめ細かな蔵書の充実にも努めながら、市民の利用を促進します。 (図書館・視聴覚ライブラリーの充実)
③ 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる [実施主体：市]	国際交流イベントの開催及び参加を通じて、異文化への理解を深める機会を創出し、多文化共生に向けた啓発を実施します。 (国際交流団体活動支援事業)

基本課題(3) 個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

方針

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれず、自由な活動の選択肢が尊重される社会の実現が不可欠です。

しかし、結婚や出産により仕事を続けられない、また、仕事を続けるために結婚や出産が実現できないという困難が現実としてあり、地域の活力低下を招いています。

こうした、結婚や出産、就労における課題を解決し、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができるようになることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 5 結婚や出産、就労における困難を取り除く

計画項目	取り組みの概要
① 結婚や出産、就労について、個人の意思を尊重し、地域活性化に繋げる [実施主体:市民、事業所、地域、市]	結婚や出産、就労を支援する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)

基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える

方針

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。

ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。

家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。

また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 4 子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう
- 5 それぞれのライフスタイルを尊重しましょう
- 6 まちづくりに進んで参加しましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
4 「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行いたい」と思う市民の割合	37.8%※	31.9%※ (50.0%)	40%
5 市民活動団体等における女性リーダーの人数	27 人	40 人 (50 人)	50 人
6 市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50 団体	84 団体 (200 団体)	120 団体

※ 設問内容

「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合

基本課題(4) 家庭における男女共同参画を進める

方針

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭における固定的な性別役割分担の意識を解消し、お互いの意思を尊重するよう啓発を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 6 性別にとらわれない役割分担を行う

計画項目	取り組みの概要
① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)
② 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める [実施主体：市民]	家族や夫婦でよく話し合い、家事を分担しましょう。 (市民の取り組み)

基本課題 (5) 子育てにおける男女共同参画を推進する

方針

子育て支援について、行政、家庭、地域が一体となって推進します。

特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。

さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 7 行政、家族、地域により子育てを支援する

計画項目	取り組みの概要
① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する [実施主体：市]	1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行います。 (1歳6か月児健診・3歳児健診事業)
	子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。 (すこやか育児サポート事業)
	産後、不安のある方を対象に助産師による24時間対応で、必要なケアと保健指導を行います。 (産後ケア事業)
	母子ともに健全な状態で妊娠、出産することができるよう、妊娠中に必要な健康診査を行います。 (妊婦健康診査事業)
	乳児を対象に健康診査を実施し、病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を図ります。 (乳児健康診査事業)
	2～3か月児を対象に助産師による親子のマッサージや育児相談を実施し、母親のストレス解消や仲間づくりの支援を行います。 毎月、未就園児を対象に身体計測や保健師による健康相談を実施し、育児支援を行います。 栄養士による食育講座を行い、離乳食や栄養に関する不安を解消し、食に対する意識向上を図ります。 (地域子育て支援センター事業)
② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する [実施主体：市]	男性の家事・育児支援講座を開催し、子育てにおける父親の役割を考える機会を提供します。 (男女共同参画推進事業)
	毎週土曜日に「パパと遊ぼう」を実施します。 (地域子育て支援センター事業)

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する [実施主体：地域、市]	<p>交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。</p> <p>地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう個別ニーズの把握、関係機関との連絡調整・連携、協働の体制づくり等の利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ります。 (地域子育て支援拠点事業)</p>
	<p>保育園で地域・世代間交流を深め、児童の健全育成を図ります。 (保育所地域活動事業)</p>
	<p>妊婦や未就園児の親子等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な子育て支援に応じます。</p> <p>また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談援助を行います。 (マイ保育園登録事業)</p>
	<p>子育て中の親子が利用しやすいように、市内7ヶ所に出向いて、出張子育てひろばを実施します。</p> <p>また、地域のひろばに、ボランティアの参加を呼びかけます。</p> <p>子育てサークルに対し活動場所を提供します。 (地域子育て支援センター事業)</p>
	<p>児童文化センターにおいて、親子で製作や遊びを体験する中で、子どもの発達を促し、親同士の交流を深めて子育てを楽しんでもらいます。 (親子なかよしひろば)</p>
	<p>児童文化センターにおいて、親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。 (関係団体の活動への支援)</p>
④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する [実施主体：市]	<p>多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。 (保育サービスの充実)</p>
⑤ 児童の放課後対策を充実する [実施主体：市]	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。</p> <p>小学校6年生までの受入れ拡大を順次進めます。 (放課後児童健全育成事業)</p>
	<p>安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。 (放課後地域子ども教室推進事業)</p>

施策 8 自立した生活環境をつくる

計画項目	取り組みの概要
<p>① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする [実施主体：市]</p>	<p>児童扶養手当の給付や母子家庭等への医療費助成等を行い、経済的負担を軽減します。 (ひとり親家庭への支援事業)</p>
	<p>就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等の補助を行います。 (就学援助事業)</p>
<p>② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う [実施主体：市、関係機関]</p>	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士等の資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図ります。 また、資格取得のための講座受講費用の一部を支給します。 さらに、ひとり親家庭が日常生活において一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、支援を図ります。 (母子家庭自立支援給付金)</p>
	<p>ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (子育て等の相談への対応)</p>
	<p>安心して相談ができるように、相談窓口、相談電話を設置します。 また、保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報を提供し、働きながら安心して子育てができるよう支援します。 (地域子育て支援センター事業)</p>

基本課題(6) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

方針

高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らすためには、生活面での環境整備と自立支援が重要です。

そこで、住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるサービスを提供するとともに、特に、介護等の相談活動や情報提供を充実させます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 9 福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

計画項目	取り組みの概要
① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する [実施主体：市]	バスやタクシー等に利用できる外出支援券の交付や老人福祉バスの運行により、高齢者の活動的な生活環境を維持し、社会参加の促進及び健康増進を目指します。 (高齢者外出支援事業)
	重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。 (重度身体障害者住宅改造補助金)
	国の制度に基づき、障がい者（児）への介護支援や、施設通所による訓練の支援等を行います。 (障害福祉サービス費)
	身体障害者手帳所持者及び難病の方に対し、必要に応じて、義肢・装具・車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を原則1割の自己負担で支給します。 (補装具費)
	重度心身障がい者（児）及び難病患者の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援します。 (日常生活用具給付事業)
	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。 (移動支援事業)
	施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援します。 (地域活動支援センター事業)
	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。 (生活サポート事業)
	在宅の要介護高齢者が行う、介護保険給付対象外の住宅の改造工事等に対して助成をすることにより、高齢者の在宅生活の維持向上及び福祉の増進を図ります。 (住環境整備事業)
	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上の入居世帯について、入居者の身体が不自由なため1階に移動したい場合には、住宅交換を行います。 (市営住宅住宅交換)

	<p>市営住宅における高齢者・身体障がい者の居住の安定を図るため、手すりの設置等バリアフリー修繕及び改修工事を行います。</p> <p style="text-align: right;">(市営住宅維持修繕)</p>
	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の介護保険給付を行います。</p> <p style="text-align: right;">(居宅介護(予防)サービス給付事業)</p>
<p>② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する [実施主体：市]</p>	<p>男女共同参画推進講座(市民対象)の開催において、介護の役割分担や負担軽減に関するテーマを設けます。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画推進事業)</p>
<p>③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する [実施主体：地域、市、関係機関]</p>	<p>市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。</p> <p style="text-align: right;">(市民協働事業補助金)</p>
<p>④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する [実施主体：市]</p>	<p>障がい者及びその家族に対し、日常生活等に関する相談、必要な情報の提供等を総合的に行います。</p> <p style="text-align: right;">(相談支援事業)</p> <p>高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療等の各種相談に対応し、適切な介護サービス利用の助言や家族支援を行うため、地域包括支援センターの運営等を行います。</p> <p style="text-align: right;">(包括的支援事業)</p>

基本課題(7) 地域社会における男女共同参画を推進する

方針

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、本市が委嘱している男女共同参画推進員と連携して、啓発を行います。

特に、女性役員の登用については、地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や避難行動要支援者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 10 地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

計画項目	取り組みの概要
① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う [実施主体：市]	県の男女共同参画月間（6月）や国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発パネル展やチラシ配布を実施します。 (男女共同参画推進事業)
② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する [実施主体：市民]	住んでいたり、関わっている区や地区の様々な活動に積極的に参加しましょう。 (市民の取り組み)

施策11 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る [実施主体：市]	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。 (各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ)
② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する [実施主体：団体、地域]	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会への働きかけを行います。 (区長連合会等への働きかけ)
③ 地域における制度・慣行を見直す [実施主体：団体、地域]	男女を問わず、誰もが区や地区の中で積極的に参加できるしくみをつくりましょう。 (地域の取り組み)

施策12 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

計画項目	取り組みの概要
<p>① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う [実施主体：団体、地域、市]</p>	<p>男女共同参画推進講座（市民対象）や男女共同参画推進員研修会（地域推進員対象）の開催において、男女共同参画の視点からの防災に関するテーマを設けます。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画推進事業)</p>
	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで日常的に家族の支援を受けられない方、また、家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方等避難行動要支援者を対象として、災害時における地域ぐるみの避難支援体制づくりを行います。</p> <p style="text-align: right;">(避難行動要支援者対策等推進事業)</p>
	<p>市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、自主防災活動の充実強化を図ります。</p> <p>敦賀市地域防災連絡協議会では、男女の区別なく、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止します。</p> <p style="text-align: right;">(地域防災連絡協議会補助金)</p>
	<p>環境を良好な状態に保持するために、クリーンアップふくい大作戦による気比の松原清掃活動を実施します。</p> <p>本事業は男女が共に気軽に取り組むことができる環境保全活動として毎年多くの市民に参加していただいています。</p> <p style="text-align: right;">(環境保全活動など快適な生活環境づくりへの取り組み)</p>
	<p>敦賀市環境美化推進員と連携し、ごみの分別と減量等の理解を図り生活環境の美化を推進します。</p> <p style="text-align: right;">(環境美化推進員活動)</p>
<p>② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する [実施主体：団体、地域、市]</p>	<p>女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な情報提供や助言をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。</p> <p style="text-align: right;">(女性の視点による防災まちづくり活動への支援)</p>

基本課題(8) 市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

方針

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、NPO法人等の市民活動における男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、NPO法人等の市民活動団体が行うまちづくり活動についての情報提供や支援を行います。

また、男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進し、市民協働による男女共同参画を推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策13 まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間でのネットワーク化を図る

計画項目	取り組みの概要
① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う [実施主体：市]	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。 (市民協働事業補助金)
	市民活動団体等への情報提供や支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)
	自助・共助・公助のうち、地域で互いに力を合わせて助け合いながら防災対策を行う共助を支援するため、各地区の区長等で組織する自主的な防災活動へ取り組む団体へ補助金を交付します。 (地域防災連絡協議会補助金)
	環境基本計画の推進を図るため、環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動に対する支援・助成を行います。 (つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援)
	男女共同参画を推進する上で、参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、その活動支援を行います。 (図書館における関係団体活動への支援)
	中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等の実施団体等に対し支援します。 (中心市街地賑わい街づくり支援事業)
	歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催に係る経費を負担します。 (敦賀まつり開催負担金)
	景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信に対して補助を行います。 (景観形成協議会への支援)
② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)

基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

方針

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

《わたしたち（市民や事業所等）に求められる行動》

- 7 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
- 8 ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
- 9 あらゆるハラスメントを防止しましょう

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
7 「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%	14.0% (22.0%)	20%
8 介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%	77.6% (75.0%)	80%

基本課題(9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

方針

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

また、働き方が多様化する中で、一人ひとりが望む働き方ができるよう職場でのワーク・ライフ・バランスを推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 14 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの啓発を行う

計画項目	取り組みの概要
① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する [実施主体：事業所、市]	市立敦賀病院におけるパート職員の採用選考試験前に、パートタイムの条件等について説明会を実施し、パートタイムに関する理解の促進を図ります。 (パートタイム労働法に対する支援)
	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの理解を促進しましょう。 (事業所の取り組み)
② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）研修会や男女共同参画情報紙において、ワーク・ライフ・バランスを主体的に導入する企業や団体等を広く紹介します。 (男女共同参画推進事業)
③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女共同参画に関する制度を導入するための啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)

施策15 多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進する

計画項目	取り組みの概要
<p>① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる [実施主体：事業所、市]</p>	<p>男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させます。 (男女共同参画推進事業)</p>
	<p>市職員の健康の増進等を図り、併せて心身リフレッシュと公務能率の向上のため、年次有給休暇の使用の促進に関し必要な事項を定めます。 (リフレッシュ休暇の取得促進)</p>
	<p>市職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7月から9月までの期間内で連続する3日の範囲で特別休暇の使用を促進します。 (夏季休暇の取得促進)</p>
	<p>一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させましょう。 (事業所の取り組み)</p>
<p>② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する [実施主体：事業所]</p>	<p>市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないように努めます。 (代替職員の補充)</p>
	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の子どもの健やかな育成のため、特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組みます。 (次世代育成支援対策行動計画の策定)</p>
	<p>子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、市職員の希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度及び勤務時間の一部を勤務しないことができる育児部分休業制度を導入します。 (育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の導入)</p>
	<p>市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。 (労働環境の改善)</p>
<p>一人ひとりの希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入しましょう。 (事業所の取り組み)</p>	

基本課題(10) 就労の場における男女共同参画を推進する

方針

多くの方が働きやすく、また働き続けられる環境となるよう、事業者、労働者双方に対して男女共同参画の啓発を行います。

特に、女性が働きやすく、また働き続けられる環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。

子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、相談・支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめ、就労の場において多様化するハラスメント防止のための取り組みを推進します。

さらに、企業や市等が女性職員の管理職登用を積極的に図り、女性が働き続けられるよう支援していきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 16 事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

計画項目	取り組みの概要
① 再就職に向けての講座や研修会を実施する [実施主体：市]	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (講座開催状況の提供)
② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う [実施主体：市]	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、カウンセリング等の各種就職支援を実施します。 (ミニジョブカフェ敦賀運営事業費)
	大学生等企業説明会の開催等、地元企業の従業員を確保するための事業を実施します。 (企業説明会開催事業)
	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。 (相談等への対応)
③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする [実施主体：市、関係機関]	高年齢者の生きがいの充実、就業機会の増大を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する敦賀市シルバー人材センターへの支援を実施します。 (シルバー人材センター事業費補助金)
	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、女性の就労・能力発揮に係る啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)

施策17 多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

計画項目	取り組みの概要
① 相談窓口を開設し、防止を図る [実施主体：事業所、市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 特に、就労の場における女性への様々なハラスメントへの相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化を図ります。 (相談事業)
	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を開設し、これらの防止を図ります。 (相談苦情処理窓口)
	市立敦賀病院において、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、監視体制を整えることにより、風通しの良い職場づくりを実践します。 (セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくり)

施策18 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

計画項目	取り組みの概要
① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る [実施主体：市]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための啓発を行います。 (男女共同参画推進事業)
	市職員の出産・育児に係る休暇促進を図るため、休暇・休業制度の説明を記載した冊子の更新及び周知を行います。 (子育て支援ハンドブック)
	市立敦賀病院において、休業等の制度の周知や先進地事例の紹介を通じ、制度の活用を図ります。 (育児休業、介護休業の両性による取得の促進)
② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる [実施主体：事業所]	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。 (代替職員の補充)
	市立敦賀病院において、育児休暇等が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指します。 (育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり)

施策19 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

計画項目	取り組みの概要
① リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える [実施主体：事業所]	市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的に研修を実施します。 (新任係長研修等各種研修)
② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う [実施主体：市]	市職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。 (管理職試験昇格制度)
③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する [実施主体：市、関係機関]	男女共同参画推進員（事業所推進員）を対象に研修会を開催し、女性が働き続けるための取り組みに係るテーマを設定します。 (男女共同参画推進事業)

基本課題(11) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

方針

農林水産業は地域の持続的発展にとって重要な産業ですが、家庭や集落単位で営まれていることが多く、経営安定が課題となっています。

そこで、女性が対等なパートナーとして経営等に参画でき、また、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援など、男女共同参画の推進を図ります。

また、自営業などで女性が主体的に経営参画し、経済的地位の向上が図られるよう、学習や研鑽活動を充実させます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 20 女性の経営への参画機会を拡大する

計画項目	取り組みの概要
① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る [実施主体：市、関係機関]	新規就農をした方が円滑に就農するための就農環境整備や経営安定の支援を行います。 (新規就農者育成支援事業)
② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する [実施主体：市、関係機関]	女性経営者等の自己研鑽、育成を支援します。 (女性会事業補助金)

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

方針

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

《取組に関する数値指針》

項 目	22 年度	27 年度 現状 (目標)	32 年度 (目標)
9 審議会等における女性の割合	21.3%	23.8% (30.0%)	30%
10「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と 思う市民の割合	45.4%	13.2%※ (50.0%)	50%

※参考値

〈問〉「政治の場」において男女の立場はどのようになっていると思いますか？

- 女性の方が優遇されている 0.5%
- どちらかといえば女性の方が優遇されている 2.9%
- 同程度 9.8%

基本課題(12) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

方針

市の取り組みの中で、最も重要となるのが広報と啓発です。市民や企業等、あらゆる主体の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

そこで、男女共同参画に関する講座や講演会等を充実させるとともに、男女共同参画情報紙を中心に広報活動を強化します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 21 講座や講演会等を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 地域・職場・家庭で男女共同参画を 実践するための講座を開催する [実施主体：市]	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のための啓発を充実します。 (男女共同参画推進事業)
② 講座・講演会等開催時に一時保育 を実施する [実施主体：市]	講座・講演会等に参加しやすいように、保育園における一時預かり等を実施します。 (保育サービスの提供)
③ 男女共同参画情報紙を発行する [実施主体：市]	男女共同参画推進情報紙「りぷる」を発行します。 (男女共同参画推進事業)

基本課題(13) 相談体制を充実する

方針

男女の人権尊重や男女共同参画推進を阻害する行為については、防止・抑制していかなければなりません。

DVをはじめとするあらゆる暴力や多様なハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。

本市では、性差に関する相談業務において、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、関係機関との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

また、セクシュアル・マイノリティに対する相談業務にも取り組みを進めます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 22 性差に関する相談業務を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する [実施主体：市]	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 (相談事業)
② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する [実施主体：市、関係機関]	
③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む [実施主体：市]	

基本課題(14) 男女共同参画を推進する人材を育成する

方針

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。

男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、市全体で男女共同参画社会の実現をめざします。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 23 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

計画項目	取り組みの概要
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)
② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める [実施主体：市、関係機関]	市民活動団体で活動している方や市民に対し、男女共同参画の視点で活動していただけるよう働きかけを行います。 (市民活動団体等への働きかけ)

基本課題(15) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

方針

本市における男女共同参画推進のためには、市が自ら率先しなければなりません。

そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。

特に、市民との協働や、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 24 市民参加と協働によるまちづくりを推進する

計画項目	取り組みの概要
① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する [実施主体：市]	市民活動団体等への情報提供や必要とする支援を実施します。 (市民協働・NPO等活動推進事業)
② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る [実施主体：市]	市民協働のまちづくりを推進するため、職員対象の研修会を開催します。 (市民協働・NPO等活動推進事業) 市民協働の意識高揚を図るため、職員へ地域活動への参加を呼びかけます。 (職員への地域活動参加の呼びかけ)
③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する [実施主体：市]	各種審議会や委員会での市民公募を積極的に実施するため、庁内関係部署へ協力を促します。 (性別や年齢に関係なく、市政に参画できるよう働きかけ) 敦賀市政について、広く市民からの提案をいただきます。 (市長への提案メール、アクセス21事業)

施策 25 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る [実施主体：市]	各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁議において各部局長へ協力を促すとともに、庁内推進体制（敦賀市男女共同参画推進会議）を構築して積極的に推進します。 (各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ)
② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する [実施主体：市]	職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。 (管理職昇格試験制度)

基本課題(16) 庁内推進体制を充実する

方針

市の様々な取り組みは、男女共同参画を推進するうえでも重要なものです。

そこで、市のすべての取り組みについて、男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。

特に、関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導していきます。

敦賀市（行政、市民、事業所等）の取り組み

施策 26 男女共同参画の推進拠点を充実する

計画項目	取り組みの概要
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する [実施主体：市]	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。 (つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援)
② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する [実施主体：市]	全庁的な男女共同参画の推進体制を構築するため、敦賀市男女共同参画推進会議において働きかけを強化します。 (敦賀市男女共同参画推進会議における働きかけ)

施策27 各部署の事業で参画を進める

計画項目	取り組みの概要
① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する [実施主体：市]	男女共同参画情報紙やホームページ等に掲載する場合、男女の人権を踏まえた表現に配慮します。 (男女共同参画推進事業)
	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮します。 また、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修で指導します。 (市ホームページ及びSNSでの表現等)
	広報紙や行政チャンネルの中で、男女の人権を踏まえた表現になるよう文章や映像編集、イラスト使用等に配慮します。 (広報紙発行、CATV行政チャンネル放映委託事業)
② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する [実施主体：市]	敦賀市男女共同参画推進条例第16条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。 (つるが男女共同参画プラン 施策実施報告書)
③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る [実施主体：市]	DV被害者の早期発見とその支援を図るため、病院や保育現場をはじめとする、DV被害者と関わる職員又は関わる可能性のある職員を対象に研修を行います。 (男女共同参画推進事業)
	相談業務関係窓口担当者連絡会を開催し、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。 (相談業務関係窓口担当者連絡会)

基本目標におけるわたしたち（市民や事業所等）に求められる行動

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	
I	性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
II	男女共同参画について積極的に学びましょう
III	暴力のない社会をつくりましょう
基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	
IV	子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう
V	それぞれのライフスタイルを尊重しましょう
VI	まちづくりに進んで参加しましょう
基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	
VII	能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
VIII	ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
IX	あらゆるハラスメントを防止しましょう

基本目標における取組に関する数値指針

	項 目	22年度	27年度 現状 (目標)	32年度 (目標)
基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる				
1	「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合	42.2%	40.5% (51.0%)	45%
2	「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	16.5%	17.9% (20.0%)	20%
3	DVを一般常識として知っている人の割合	62.2%	64.9% (70.0%)	70%
基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える				
4	「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行いたい」と思う市民の割合	37.8%	31.9% (50.0%)	40%
5	市民活動団体等における女性リーダーの人数	27人	40人 (50人)	50人
6	市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50団体	84団体 (200団体)	120団体
基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる				
7	「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%	14.0% (22.0%)	20%
8	介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%	77.6% (75.0%)	80%
基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する				
9	審議会等における女性の割合	21.3%	23.8% (30.0%)	30%
10	「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	45.4%	13.2% (50.0%)	50%

取組に関する数値指針の平成32年度目標については、アンケート調査の結果を踏まえて設定していますが、アンケート調査に含まれなかった項目(5、6、9)については、現状値を基にしています。

つるが男女共同参画プランでは、数値指針の達成に向け、毎年度、市の関係事業の実施状況について評価・検証を行うとともに、この評価・検証について敦賀市男女共同参画審議会において審議しています。

評価・検証及び審議結果に基づき報告書を作成し、公表します。

資料

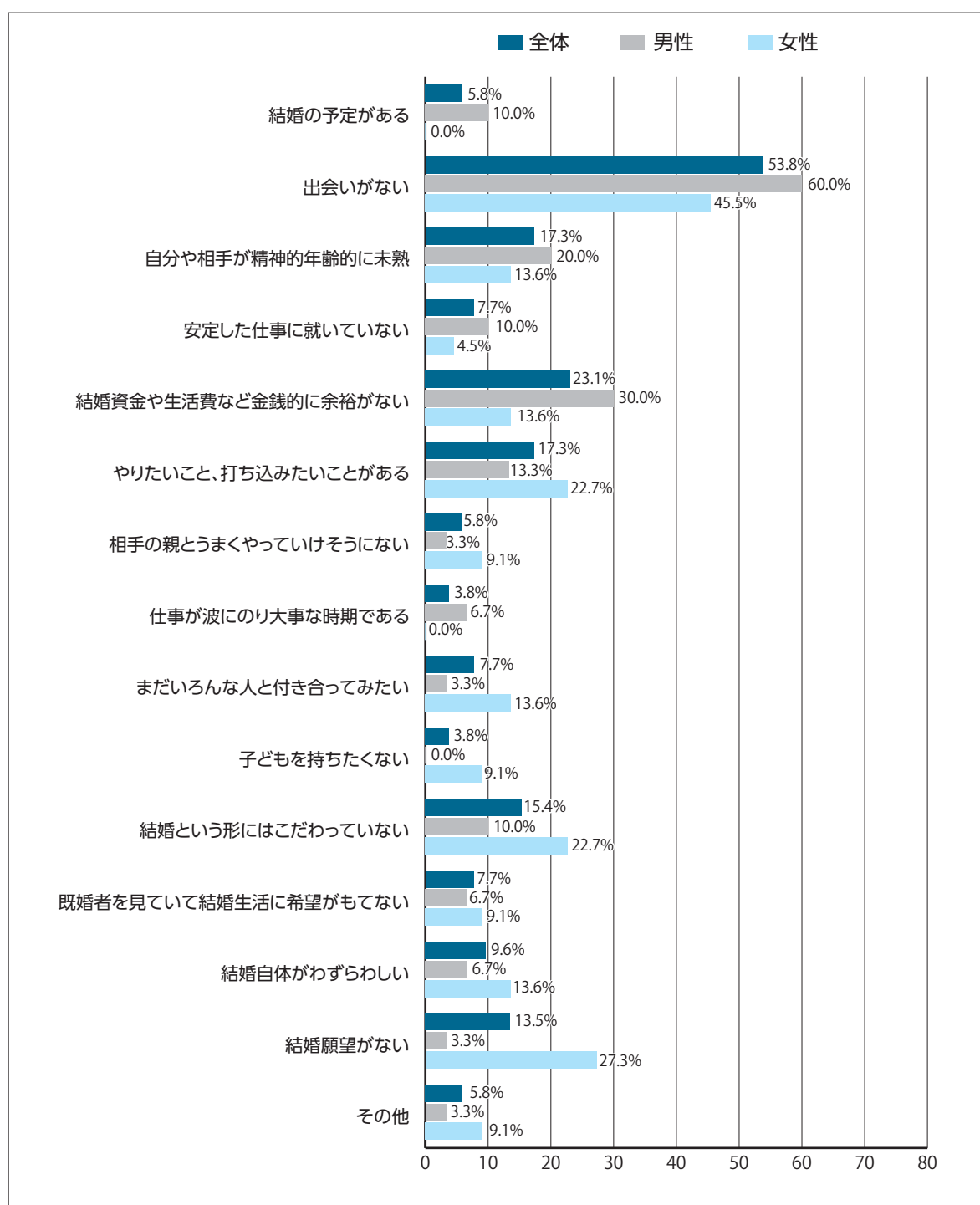
平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」結果(抜粋)

《市民対象》

結婚に関する考え

■ 結婚についての現状(未婚の方を対象とした設問)

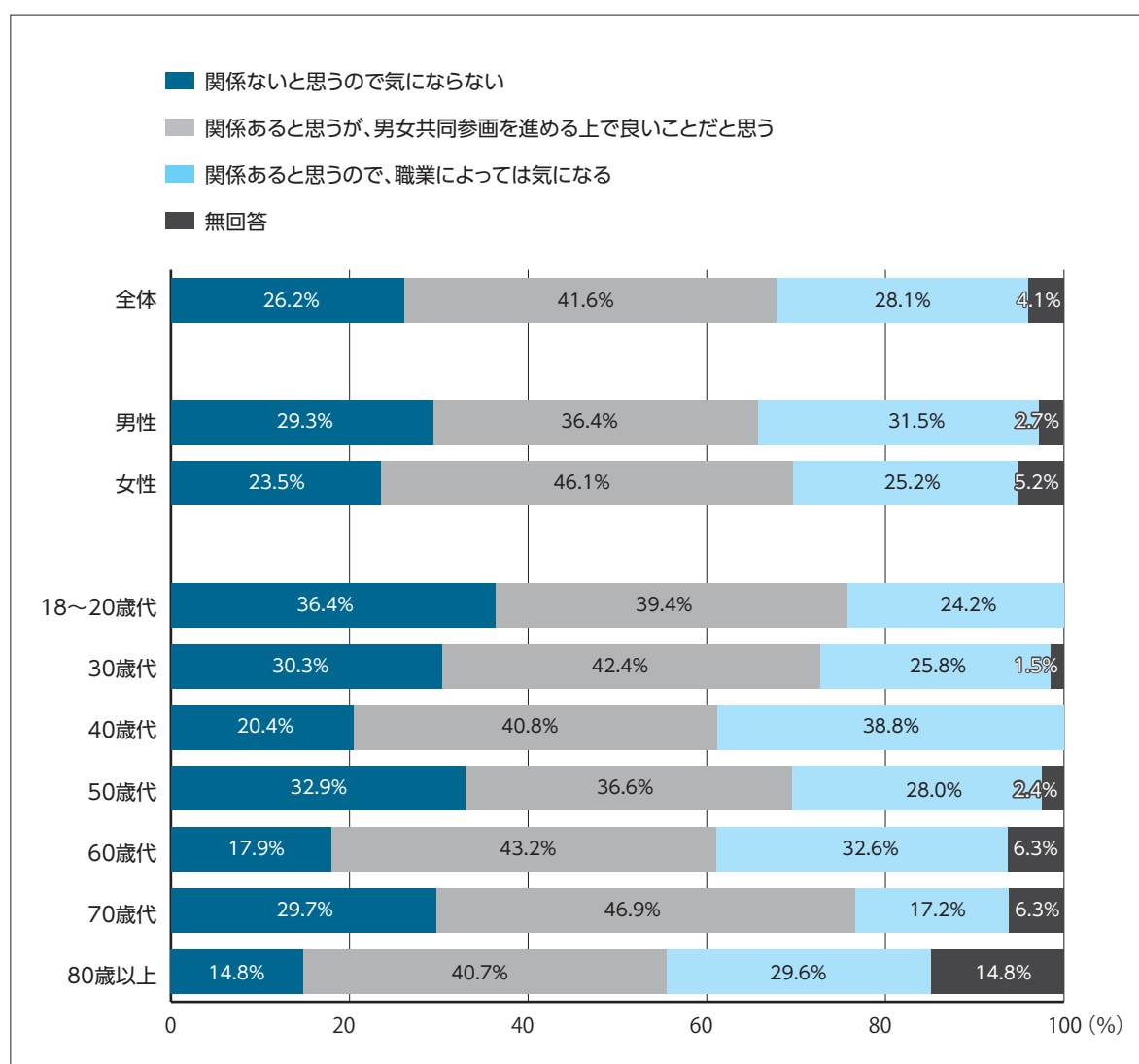
問 結婚についてのあなたの現状(気持ち)。



仕事や社会活動

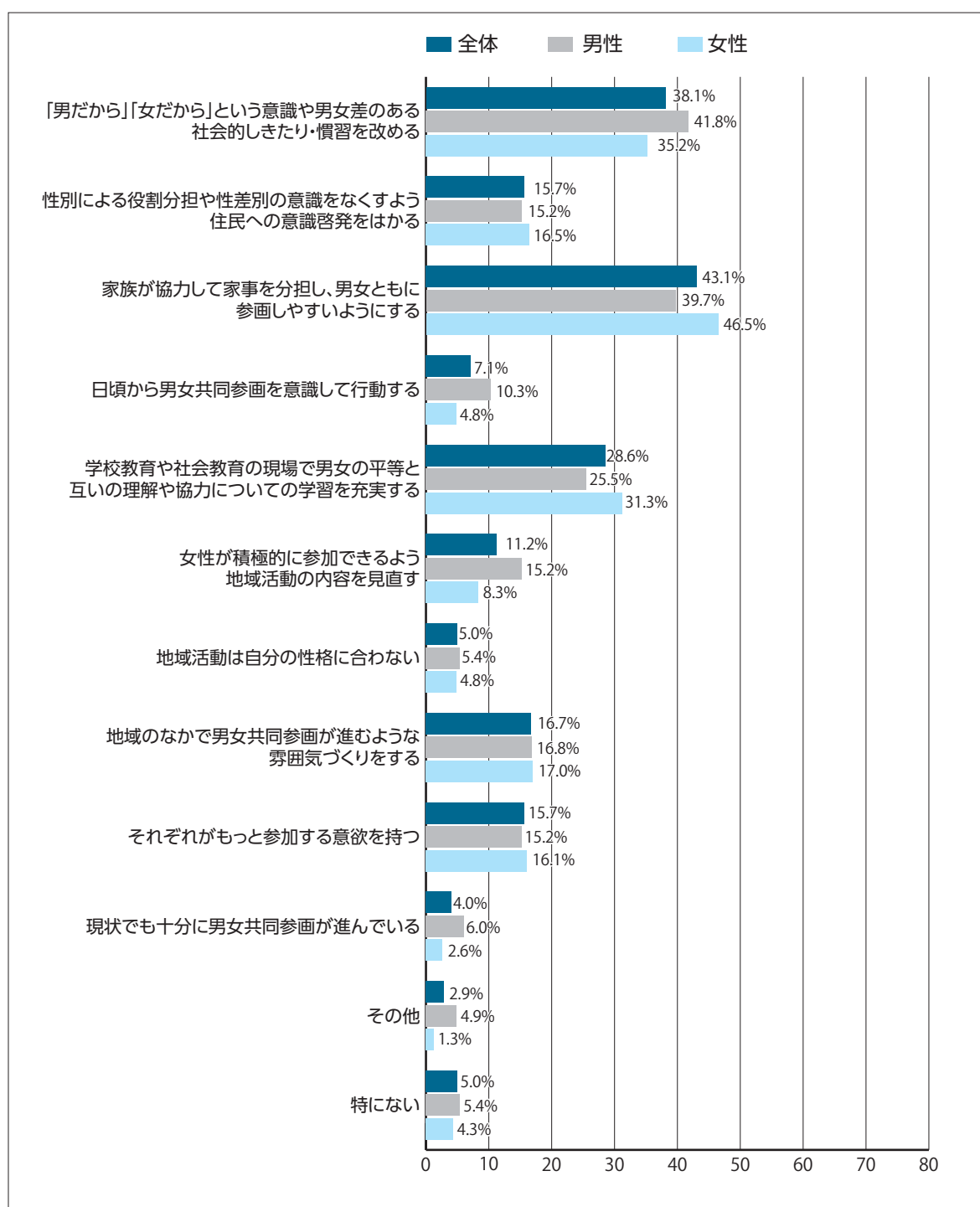
■ 職業と性別の関係

問 職業によって性別は関係あるとお考えですか。



■ 地域活動における男女共同参画

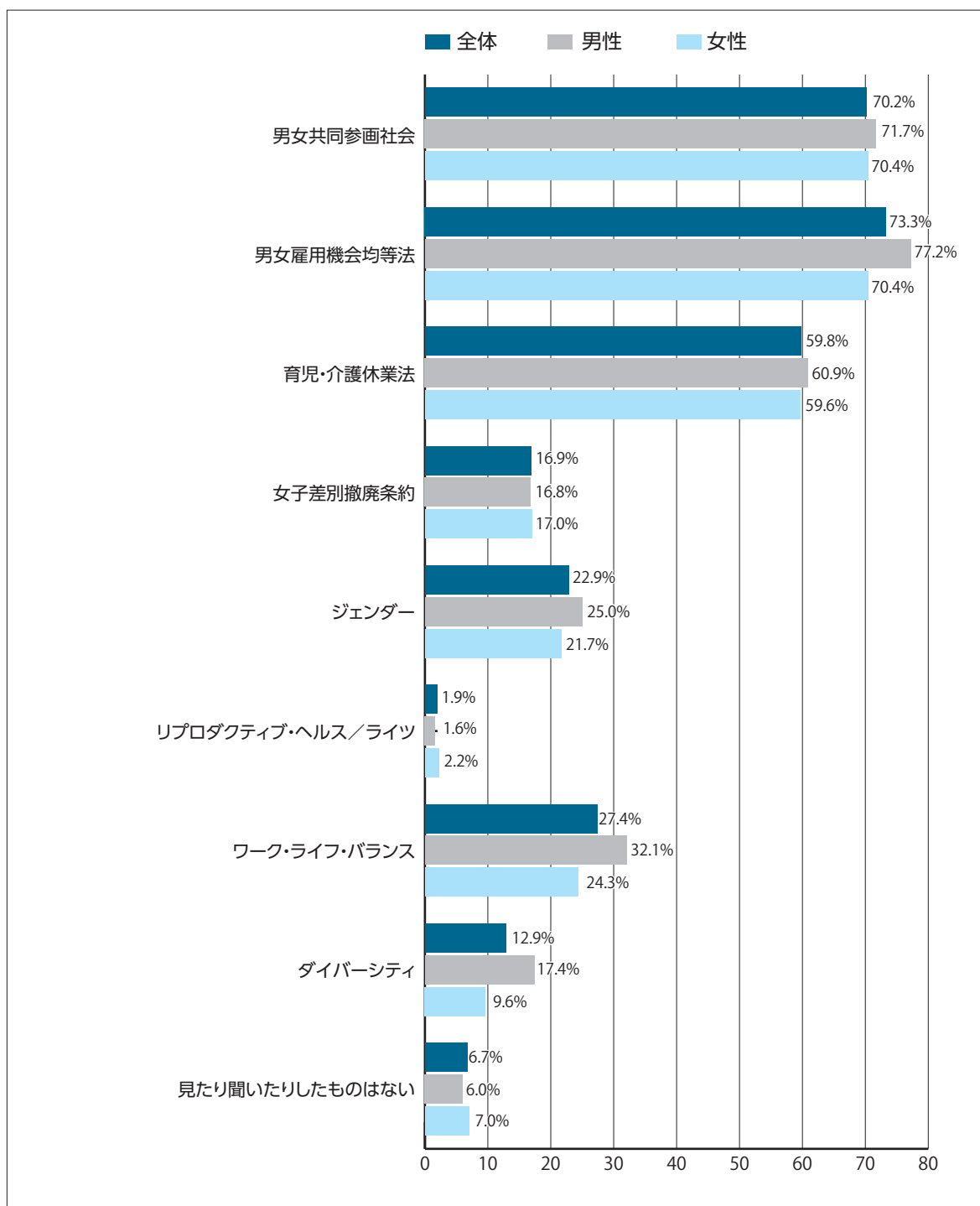
問 地域活動において男女共同参画を進める上で、どのようなことが必要だと思いますか。



男女共同参画社会に関すること

■ 男女共同参画社会の関連用語の認知

問 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはありますか。

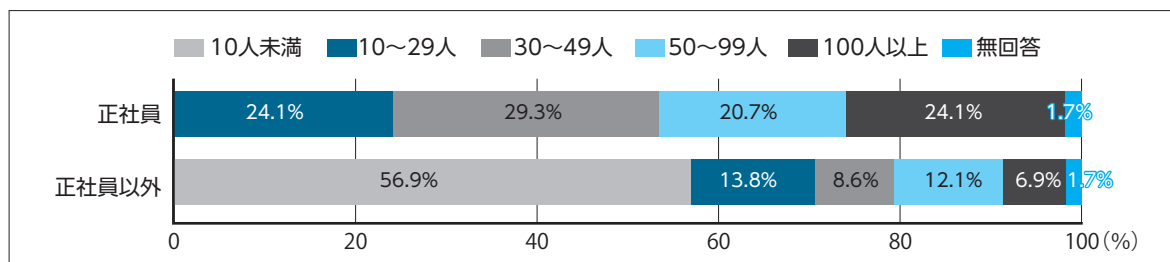


《事業所対象》

事業所の概要等

■ 従業員数

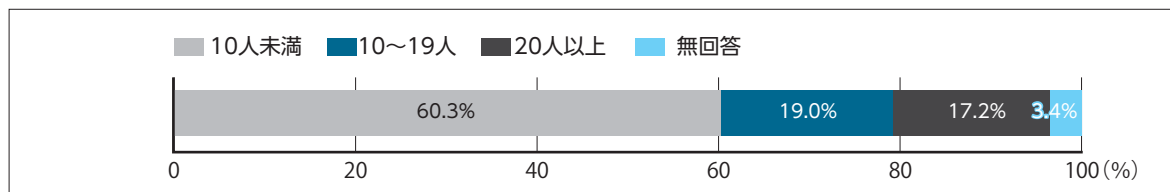
問 貴事業所の従業員数を教えてください。



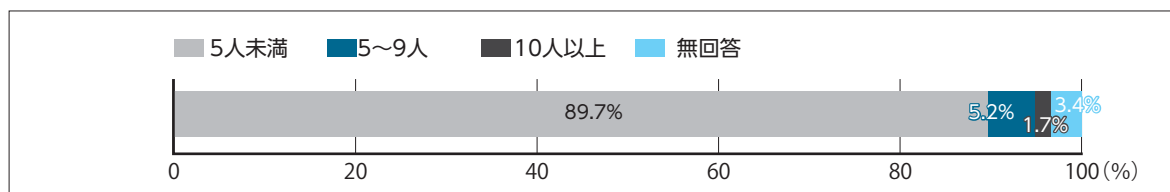
■ 管理職の人数

問 貴事業所の管理職の状況と管理職のうち女性管理職(課長相当職以上)の状況について教えてください。

① 管理職の人数



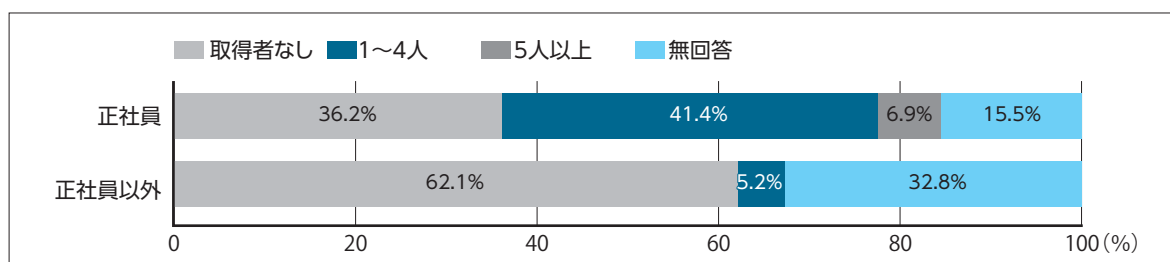
② 女性管理職の人数



休業制度など

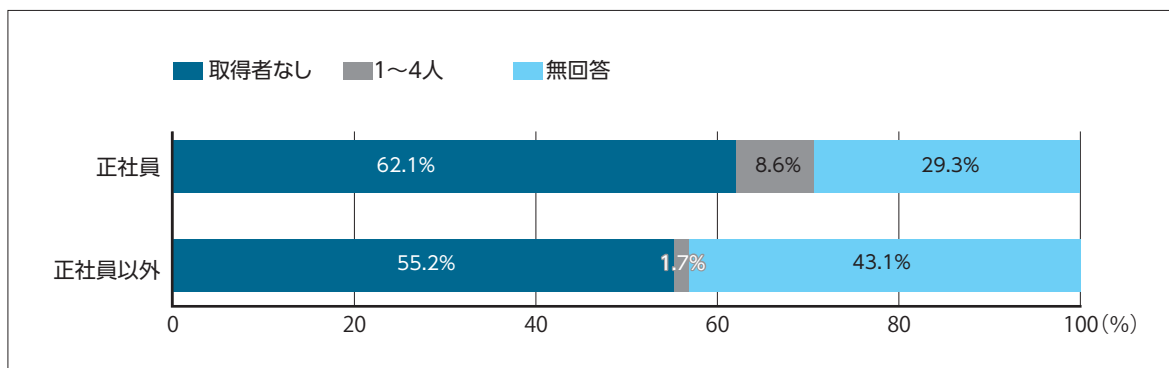
■ 育児休業の取得状況(育児休業制度を実施していると回答した事業所のみ)

問 育児休業制度の取得状況を教えてください。正社員、正社員以外(臨時社員・パート・派遣社員)で男女別の人数を記入してください。



■ 介護休業の取得状況(介護休業制度を実施していると回答した事業所のみ)

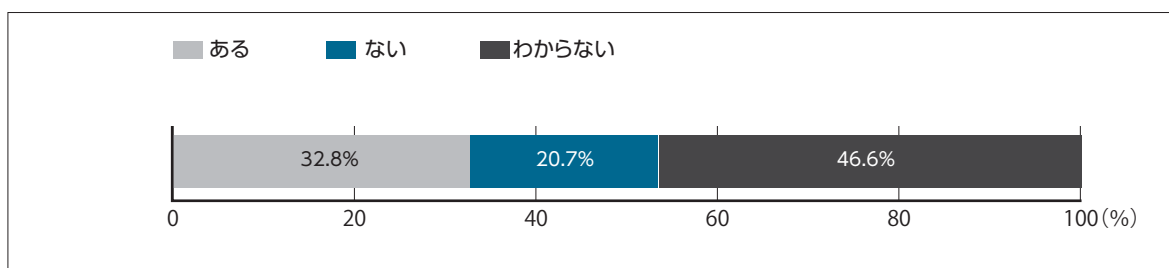
問 介護休業制度の取得状況を教えてください。正社員、正社員以外(臨時社員・パート・派遣社員)で男女別の人数を記入してください。



女性の登用

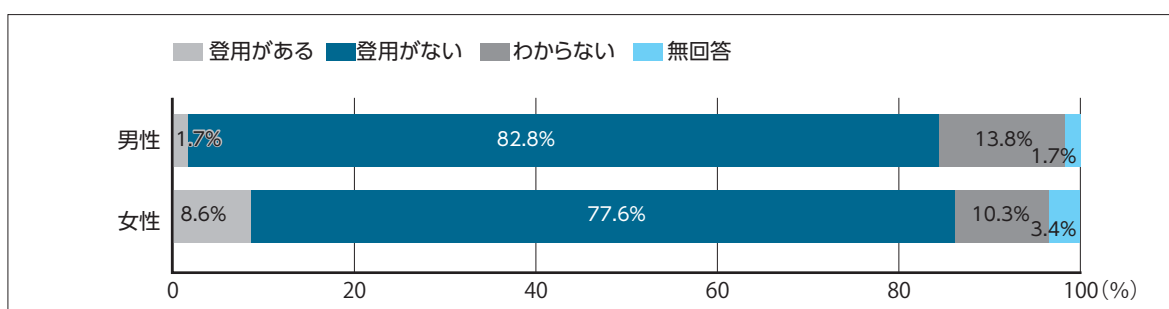
■ 管理職への女性の登用

問 貴事業所において、今後女性の管理職への登用を積極的に進める計画はありますか



■ 過去5年間の登用状況

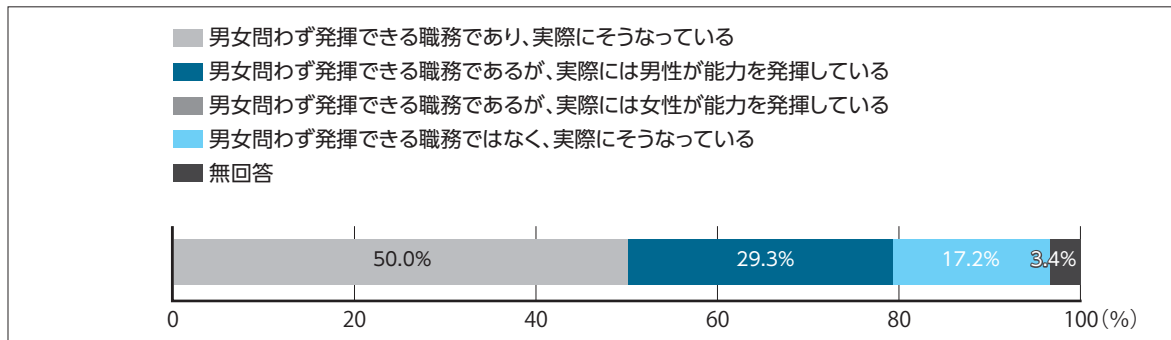
問 貴事業所において、過去5年間で、それまで女性又は男性が就くことのなかった部署(職種)への登用はありましたか。



職場環境

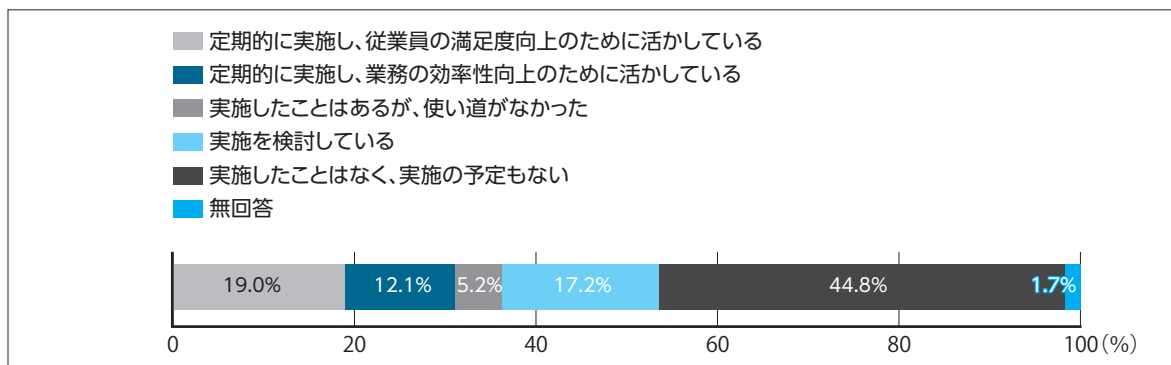
■ 職務等

問 貴事業所の職種の場合、男女問わず能力を発揮することができますか。



■ 仕事内容の満足度調査

問 仕事内容の満足度などの調査をしていますか。その調査をどのように活かしていますか。



男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

前文

第1章 総則 (第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社

会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及

び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(1) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

敦賀市男女共同参画推進条例

(平成16年3月24日敦賀市条例第2号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策 (第9条—第16条)

第3章 男女共同参画に関する具体的施策 (第17条—第20条)

第4章 敦賀市男女共同参画審議会 (第21条—第23条)

第5章 雑則 (第24条)

附則

天然の良港に恵まれ、古くから海陸交通の要衝である敦賀市は、豊かな自然環境の中で国内外の文化を受け入れ、「命のビザ」で入国して来たユダヤ人難民を温かく迎えるなど様々な人々との交流を重ね、人情厚く進取に富んだ人柄をはぐみながら独自の文化を創造し、発展してきた。本市が目指す将来都市像「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」を実現するため、男女を問わず市民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

このような敦賀市にあって、女性の就業率は高く、家庭においても女性が、家事、育児等の主たる担い手となっている。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等があり、方針決定への女性の参画の状況においても偏りが見られ、女性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、男女の意識改革や家庭と仕事等の両立を図るとともに、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、ともに責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現する必要がある。

ここに、私たち市民は、日本国憲法、女子差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法にのっとり、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれが連携して男女共同参画社会を築き上げることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な

影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮できるよう配慮されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映する社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と職業生活等が両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に推進されるよう努めなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、市民の参加機会を最大限設け、施策の実施に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成に配慮した教育が行われるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立に配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう配慮するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第12条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為についての相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

3 市長は、前項に規定する申出の処理に当たり、必要があると認めるときは、敦賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(民間団体等への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施、相談、啓発、研修等あらゆる活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

(国際的協調)

第15条 市は、国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画の視点に立ち、外国人と相互の理解と交流を図り、国際的協調に努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 男女共同参画に関する具体的施策

(政策の立案及び決定における積極的改善措置)

第17条 市は、附属機関等の委員の構成に関し、男女の数に配慮するよう努めるものとする。

2 市長は、女性職員の積極的な職域拡大、登用及び能力開発に努めるものとする。

(市の施策等)

第18条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うよう努めるものとする。

- (1) 職業生活、地域活動及び家庭生活において性別を問わず両立しやすい環境の整備
- (2) 女性に対する暴力の防止、被害を受けた者に対する相談、一時保護その他必要な支援
- (3) 生涯を通じた男女の健康、母性の保護及び子育ての支援
- (4) 市民及び事業者の理解を深めるための広報活動

2 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の参画状況の報告を求めることができる。

(表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関して、その功績が特に顕著な市民及び事業者に対して、表彰を行うことができる。

(男女共同参画推進員)

第20条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、地域及び事業所に啓発活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

第4章 敦賀市男女共同参画審議会
(設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため、敦賀市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第3次つるが男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

	氏名(敬称略)	所属	区分	備考
委員長	井上 武史	公立大学法人福井県立大学 地域経済研究所	学識経験者	
副委員長	南 美津子	特定非営利活動法人Jelly Beans	市民活動団体の構成員	
委員	高嶋みどり	敦賀人権擁護委員協議会	敦賀市男女共同参画審議会委員	平成26年度
	中村智鶴子			平成27年度
委員	辻 賢市	敦賀市区長連合会	敦賀市男女共同参画審議会委員	平成26年度
	長谷川 進			平成27年度
委員	天野美津子	中郷地区	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	松井 宏臣	栗野地区	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	角田 勝洋	敦賀海陸運輸株式会社	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	川本ゆかり	北陸電力株式会社 敦賀営業所	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	谷川 昌幸	敦賀市役所	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	木戸由香里	敦賀市役所	敦賀市男女共同参画推進員	
委員	森下 好子	ソフィアつるがの会	つるが男女共同参画ネットワークの 構成員	
委員	中川 政弘	福井県民生活協同組合嶺南地区本部	つるが男女共同参画ネットワークの 構成員	
委員	栗名 哲次	特定非営利活動法人つるがみこしの会	市民活動団体の構成員	
委員	辻子 眞一		公募による市民	
委員	坂本 悦子		公募による市民	

第3次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯

平成 26 年度

実施日	会議等	内容
6月30日	委嘱式 第1回策定委員会	・委員委嘱・ 策定についての概要説明
7月18日	第2回策定委員会	・アンケート調査にかかる設問の検討 ・現プランの内容の精査及び問題点の洗い出し
8月 4日	第3回策定委員会	・ アンケート調査にかかる設問の決定 ・ 現プランの内容変更について
9月29日～10月20日	アンケート調査	市民1,000名及び事業所100社を対象に実施
12月 2日	第4回策定委員会	・ アンケート調査の結果、分析報告 ・ 調査結果の第3次プランへの反映について
1月23日・30日	第5回策定委員会	第3次プランの体系について検討
3月20日・23日	第6回策定委員会	第3次プランの体系(案)の決定

平成 27 年度

実施日	会議等	内容
7月28日	第7回策定委員会	第3次プランの内容検討 (体系(案)の修正、冊子の構成、数値指針等)
8月28日	第8回策定委員会	第3次プランの内容検討 (わたしたちに求められる行動、実施主体、体系(案)に基づく市の取り組み)
9月29日	第9回策定委員会	第3次プラン全体の検討(背景、概要、基本目標)
10月 8日	第1回男女共同参画 審議会	第3次プラン策定の進捗状況報告、概要説明
10月22日	男女共同参画推進 会議幹事会	第3次プランの内容協議
10月23日～11月 6日	パブリックコメント 募集	・市ホームページ掲載 ・市各関係施設に設置
11月 2日	第2回男女共同参画 審議会	第3次プラン全体にかかる意見聴取
11月20日	第10回策定委員会	第3次プラン全体の内容決定 (審議会、パブリックコメント等の意見反映)
11月26日	男女共同参画推進 会議委員会	第3次プランの概要報告
12月17日	答 申	策定委員会委員長から市長へ答申

発行 敦賀市企画政策部市民協働課
(平成28年3月)

敦賀市三島町2丁目1番6号
敦賀市男女共同参画センター内

TEL 0770-23-5411

FAX 0770-23-5662